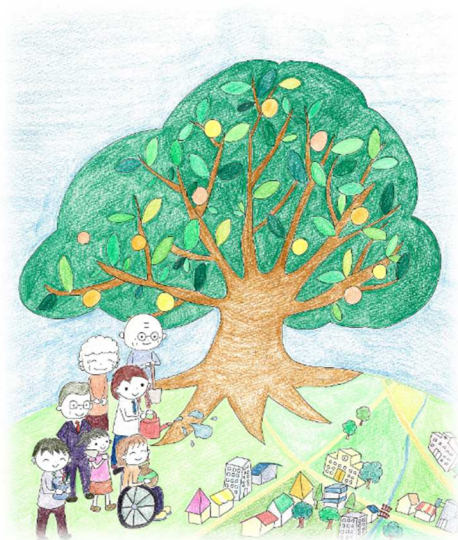


第二次

山陽小野田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



SMILE CITY

Sany●●noda



令和4年(2022年)3月

山 陽 小 野 田 市

山陽小野田市社会福祉協議会

山陽小野田市では、令和４年４月から「第二次山陽小野田市総合計画」の中期基本計画がスタートします。将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、前期基本計画からの取組を推進するとともに、「協創によるまちづくり」の考え方の下、３つの重点プロジェクトを設定し、取り組んでいきます。

福祉分野においては、基本目標の一つに「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」と設定し、年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指します。

その実現のため、引き続き山陽小野田市社会福祉協議会と協働し「第二次山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。この計画では、「誰もが安心して住み続けることができる みんなで支える我が事・丸ごとの福祉のまちづくり」を基本理念とし、住民・行政・社会福祉協議会のそれぞれの役割を明示しています。ひとが輝き、活力に満ち、市民の笑顔が広がる輝く魅力あるまち「スマイルシティ山陽小野田」の実現に向け、市民の皆様と共に進めてまいります。

終わりに、計画策定に当たり、御尽力いただきました地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員の皆様、市民アンケートやヒアリング、パブリックコメントで御意見をお寄せいただいた市民の皆様、関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和４年（２０２２年）３月

山陽小野田市長

藤田 剛二



山陽小野田市社会福祉協議会は、住民を主体とした地域福祉推進の中核的な組織として、みんなで話し合い、協力して、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに取り組んでおります。

近年、高齢化、少子化とともに、家族形態も大きく変化しており、世帯や地域で抱える生活課題・福祉課題も、複雑化してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域福祉活動にも大きな影響を及ぼしておりますが、このような時期だからこそ、つながりの維持が必要であり、「新たな日常」の中で更なる地域福祉活動の充実が求められています。

本市では、住民・行政・市社協の役割を明確にし、協働して地域福祉を推進していくための指針となる「第二次山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画の基本理念「誰もが安心して暮らし続けることができる みんなで支える我が事・丸ごとの福祉のまちづくり」の実現に向けて、地域住民や福祉関係者の皆様と想いを共有しながら、山陽小野田市社会福祉協議会の役職員が一丸となって地域福祉の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました推進委員の皆様、アンケート調査やヒアリング調査等で貴重なご意見を頂きました住民の皆様、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年（2022年）3月

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田 純一



目 次

第1章	計画の策定に当たって.....	1
1	策定の趣旨.....	2
2	計画の位置付け.....	3
3	計画の期間.....	7
4	計画の策定体制.....	8
第2章	山陽小野田市を取り巻く現状と課題.....	10
1	山陽小野田市の状況.....	11
2	地域福祉における課題.....	26
第3章	計画の基本的な考え方.....	29
1	基本理念.....	30
2	計画の基本目標.....	31
3	基本目標に係る施策と取組.....	33
第4章	地域福祉推進のための取組.....	36
基本目標1	地域福祉を育むひとづくり.....	37
基本目標2	支え合いの地域づくり.....	44
基本目標3	利用しやすいサービスの仕組みづくり.....	49
基本目標4	生活困窮者支援の体制づくり.....	54
基本目標5	地域共生社会のまちづくり.....	56

第5章	計画の推進と評価.....	61
1	計画の推進体制.....	62
2	計画推進のためのそれぞれの役割.....	62
3	計画の評価と見直し.....	64
資料編		65
1	山陽小野田市地域福祉計画推進委員会規則.....	66
2	山陽小野田市地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱.....	68
3	山陽小野田市地域福祉計画推進連絡会議設置要綱...	70
4	山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 推進委員会 委員名簿.....	72
5	市民アンケート調査結果.....	73
6	関係団体ヒアリング※調査結果.....	90
7	計画の策定経過.....	93
8	用語解説.....	94

第 1 章

計画の策定に当たって

1

策定の趣旨

歯止めのかからない少子高齢化の進行や家族形態の多様化といった社会情勢の変動は、地域社会や私たちの生活に大きな変化をもたらしています。以前は自然に行われていた地域住民同士の交流や支え合いは減少し、その結果、高齢者の孤立死や災害時の安否確認の遅れなどさまざまな課題が生じています。

これまでも国や県、本市は分野ごとの社会福祉制度の充実を図ってきましたが、人口構造の変化やライフスタイルの多様化などの要因により、よりきめ細やかな対策が求められる福祉ニーズに対し、従来どおりの福祉の取組だけでは対応が難しい状況になってきました。

そういった状況を踏まえ、拡大する福祉ニーズに対し、個人や家族で解決する「自助」、個人や家族では解決できない問題に地域や関係団体に関わる「互助」、医療・年金・介護保険・社会保険制度等の制度化された相互扶助である「共助」、地域や関係団体では解決しきれない問題に行政がかかわる「公助」の四つの仕組みを組み合わせ対応していく必要があります。

本市は市の最上位計画である第二次山陽小野田市総合計画に「住みよい暮らしの創造」の基本理念を掲げ、「住みよさ」が実感でき、子どもからお年寄りまでが「住んでよかった」「住みやすい」と思えるまちを目指しています。また、市民、地域、団体、学校や大学、企業、市議会、行政など、多様な担い手が主体的に行動しつつ、「協力」してアイデアを出しながらまちづくりを考え、「協力」してまちをつくる「協創によるまちづくり」を推進しています。

福祉分野においても、「協創によるまちづくり」の考え方の下、第二次山陽小野田市総合計画の基本目標の一つである「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を実現するために「第二次山陽小野田市地域福祉計画・山陽小野田市地域福祉活動計画」を策定することとしました。

2

計画の位置付け

「山陽小野田市地域福祉計画」は、第二次山陽小野田市総合計画（平成30年度（2018年度）～令和11年度（2029年度））を最上位計画とし、福祉分野の上位計画として位置付けています。第二次山陽小野田市総合計画では、基本目標の一つに「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を掲げて、年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指しています。その実現に向けて、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の理念や仕組みをつくる行政計画です。

「山陽小野田市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会が活動計画として策定し、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

これら二つの計画は密接な関係にあり、一体となって策定することにより、行政・住民・地域福祉活動団体・ボランティア・事業所など地域にかかわるものの役割や協働が明確化され実行性のある計画づくりが可能となります。

◆ 社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整

備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（参考）社会福祉法第106条の3

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

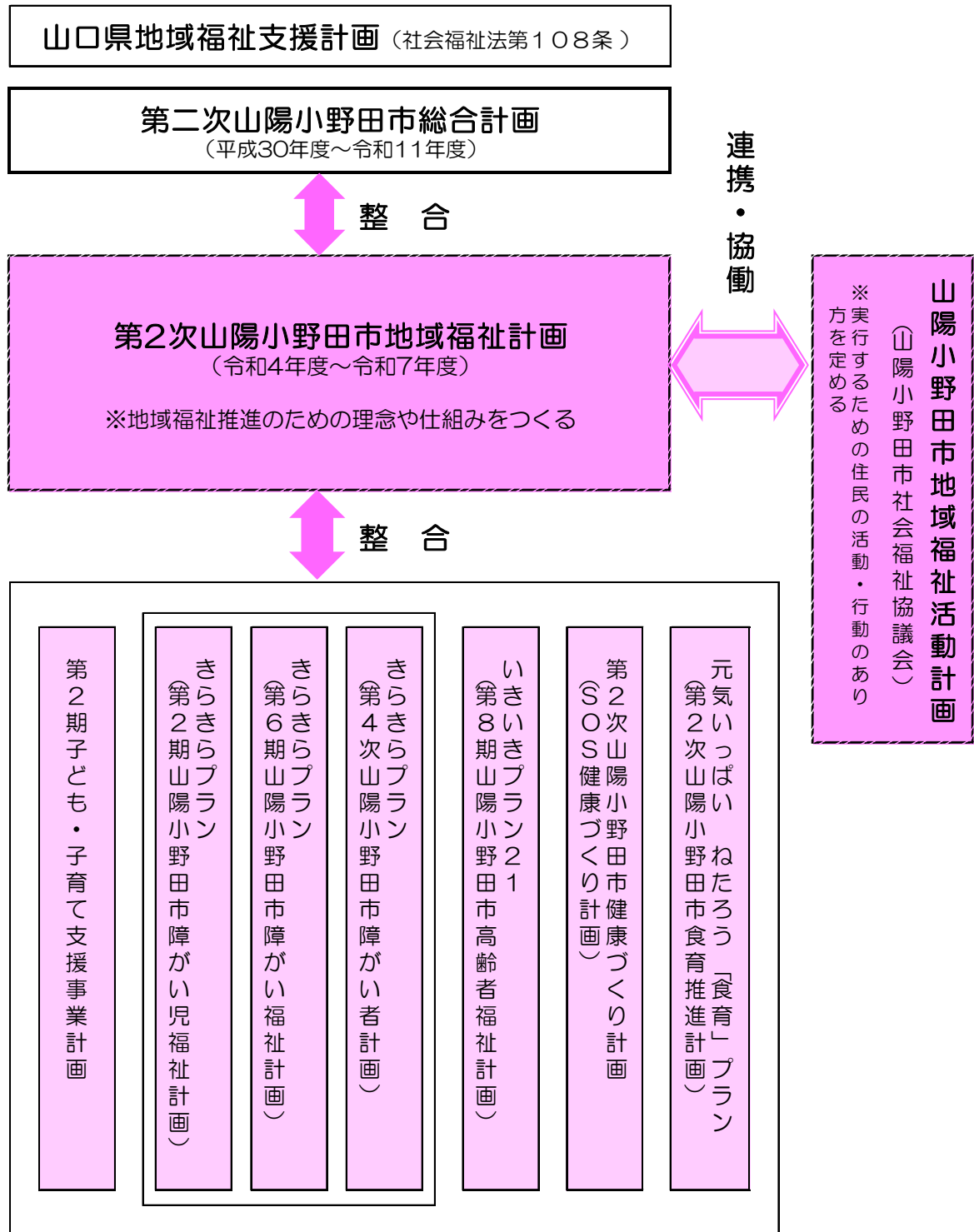
◆ 社会福祉法第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会

福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

○総合計画や個別計画等との関係



3

計画の期間

本計画は令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4か年計画とします。計画策定後は、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

年度	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
	第1次 地域福祉計画・地域福祉 活動計画											
				見直し	第2次 地域福祉計画・地域福祉 活動計画							
								見直し	第3次 地域福祉計画・地域福祉 活動計画			
(参考)	第二次山陽小野田市総合計画 (前期基本計画)				第二次山陽小野田市総合計画 (中期基本計画)				第二次山陽小野田市総合計画 (後期基本計画)			

4

計画の策定体制

（１）市民アンケート

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、市民を対象にアンケートを実施しました。

対象	令和３年（２０２１年）５月２０日現在、本市に住民票のある１８歳以上の市民
調査数	３,０００人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配付・回収
回収数	１,２２５人（回収率 ４０.８％）
調査期間	令和３年（２０２１年）７月

（２）山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

本計画の策定は「山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）において、事業の進捗状況、市民アンケートなどの結果に基づき、全５回に渡って審議した結果を取りまとめました。推進委員会は、学識経験者・社会福祉に関する団体又は事業者の代表・公募により選出された市民、計１６人で構成しています。

（委員名簿は７２ページに掲載）

（３）関係団体アンケート及びヒアリング

市内で活動を行う福祉関係団体等に対し、地域福祉の課題や団体の現状と課題、福祉施策への意見などを把握するために、団体アンケートを行うとともに、アンケートの回答内容を深めるため、ボランティア団体を中心にヒアリングを行いました。

（４）パブリックコメント※

本計画の素案を社会福祉課・山陽総合事務所・南支所・埴生支所・公園通出張所・厚陽出張所・市ホームページ・市社会福祉協議会本所及び山陽支所・市社会福祉協議会ホームページで閲覧できるようにしました。いただいた意見等は、内容を検討し、考え方を示した上で公表し、計画に反映させました。

第 2 章

山陽小野田市を取り巻く 現状と課題

1

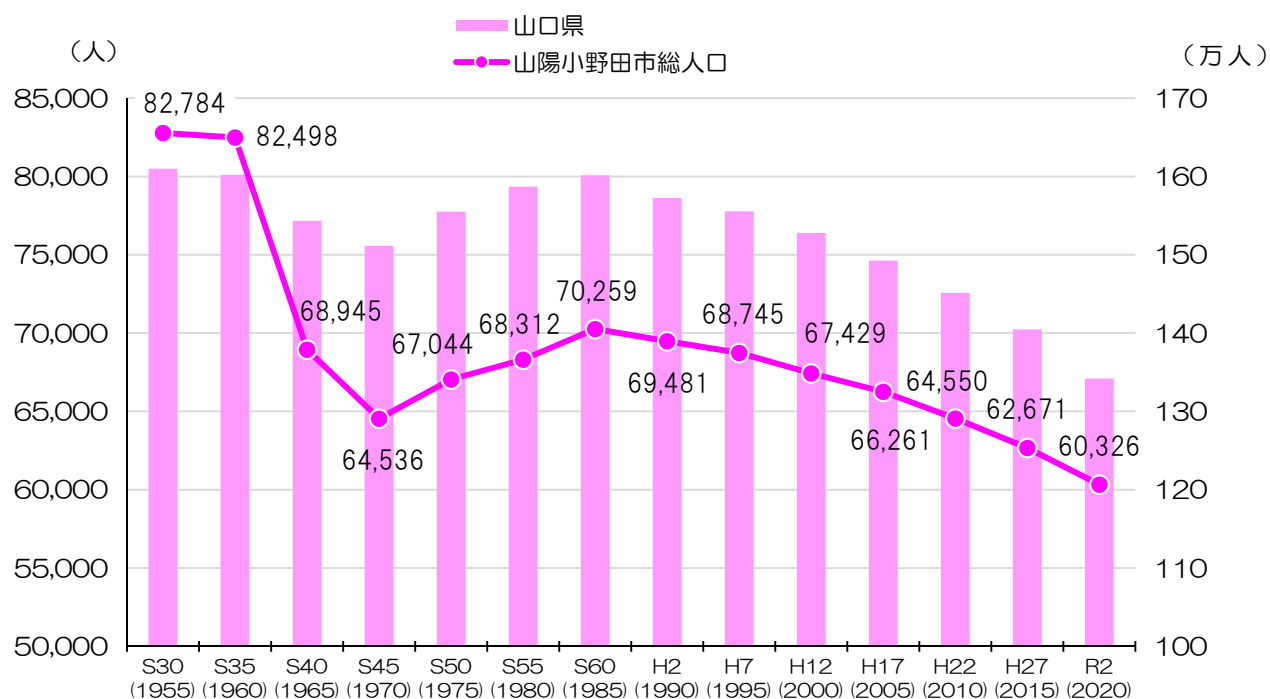
山陽小野田市の状況

1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、高度経済成長期の昭和35年（1960年）から昭和45年（1970年）にかけて減少しましたが、昭和45年（1970年）以降の第2次ベビーブームの到来により人口増加に転じ、以降昭和60年（1985年）の70,259人でピークを迎えました。

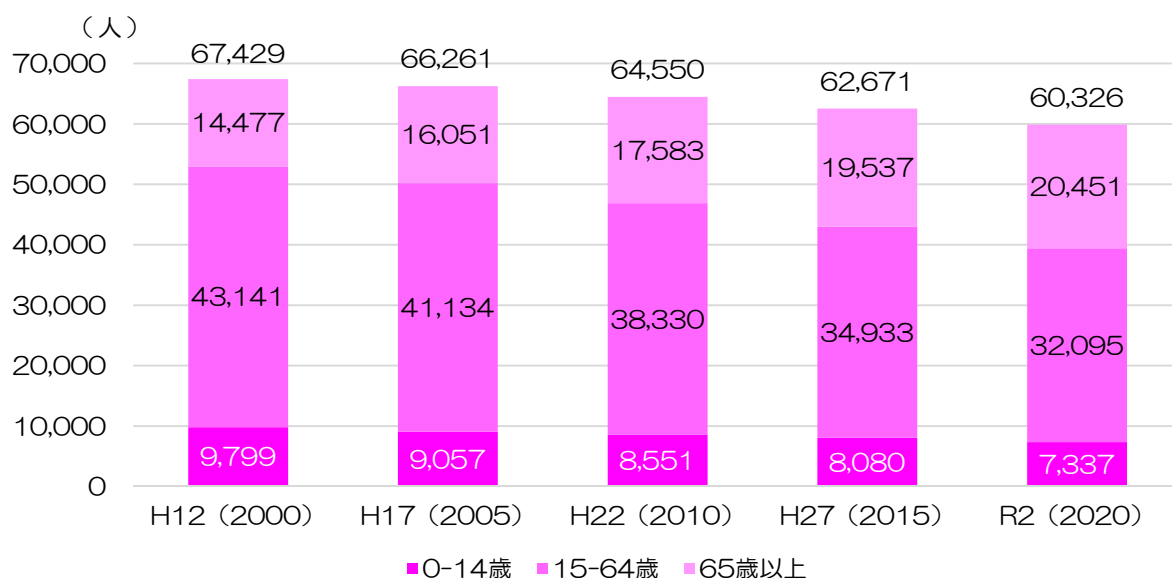
昭和60年（1985年）以降は人口減少に転じ、緩やかに減少を続けており、平成27年（2015年）には62,671人と過去の最低人口であった昭和45年（1970年）を下回り、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。



総務省「国勢調査報告」

（２）年齢３区分別人口の推移

本市の人口は、令和２年（２０２０年）では６０,３２６人となっており、２０年前の平成１２年（２０００年）から約７,０００人の減少となっています。構成比をみると年少人口（０－１４歳）、生産年齢人口（１５－６４歳）は減少し、６５歳以上の人口は上昇を続けています。

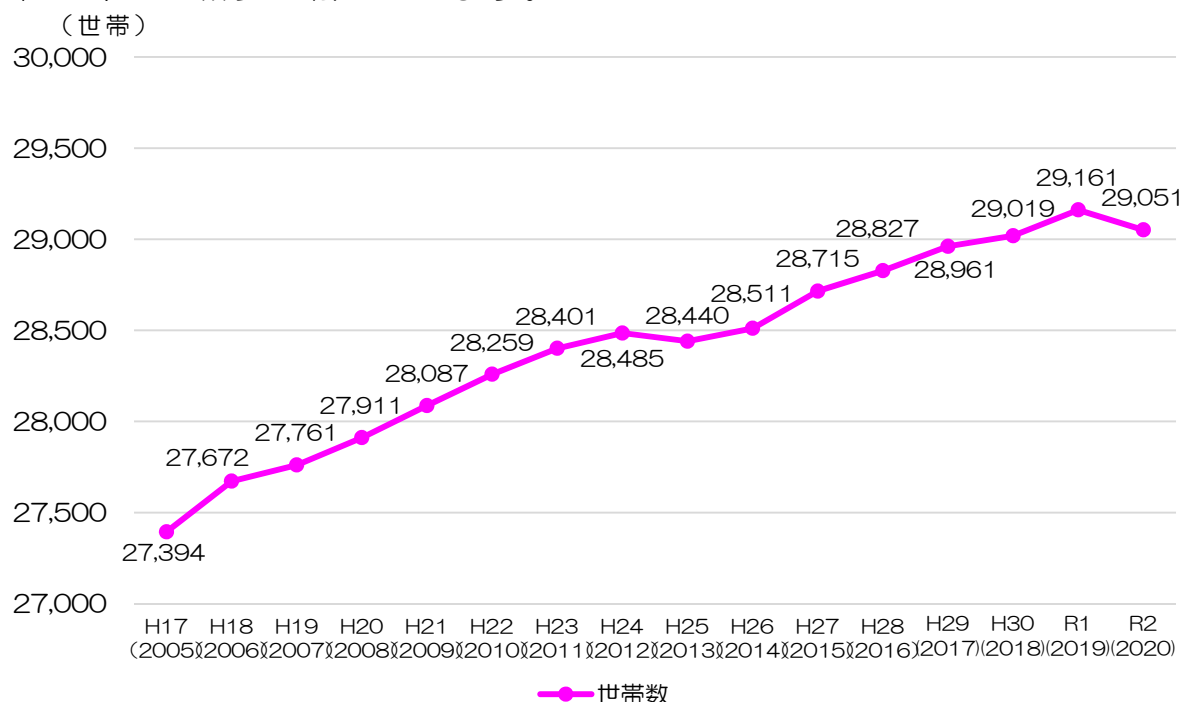


総務省「国勢調査報告」

※総人口には年齢不詳の数が含まれるため、３区分の合計と異なることがあります。

（３）世帯数の推移

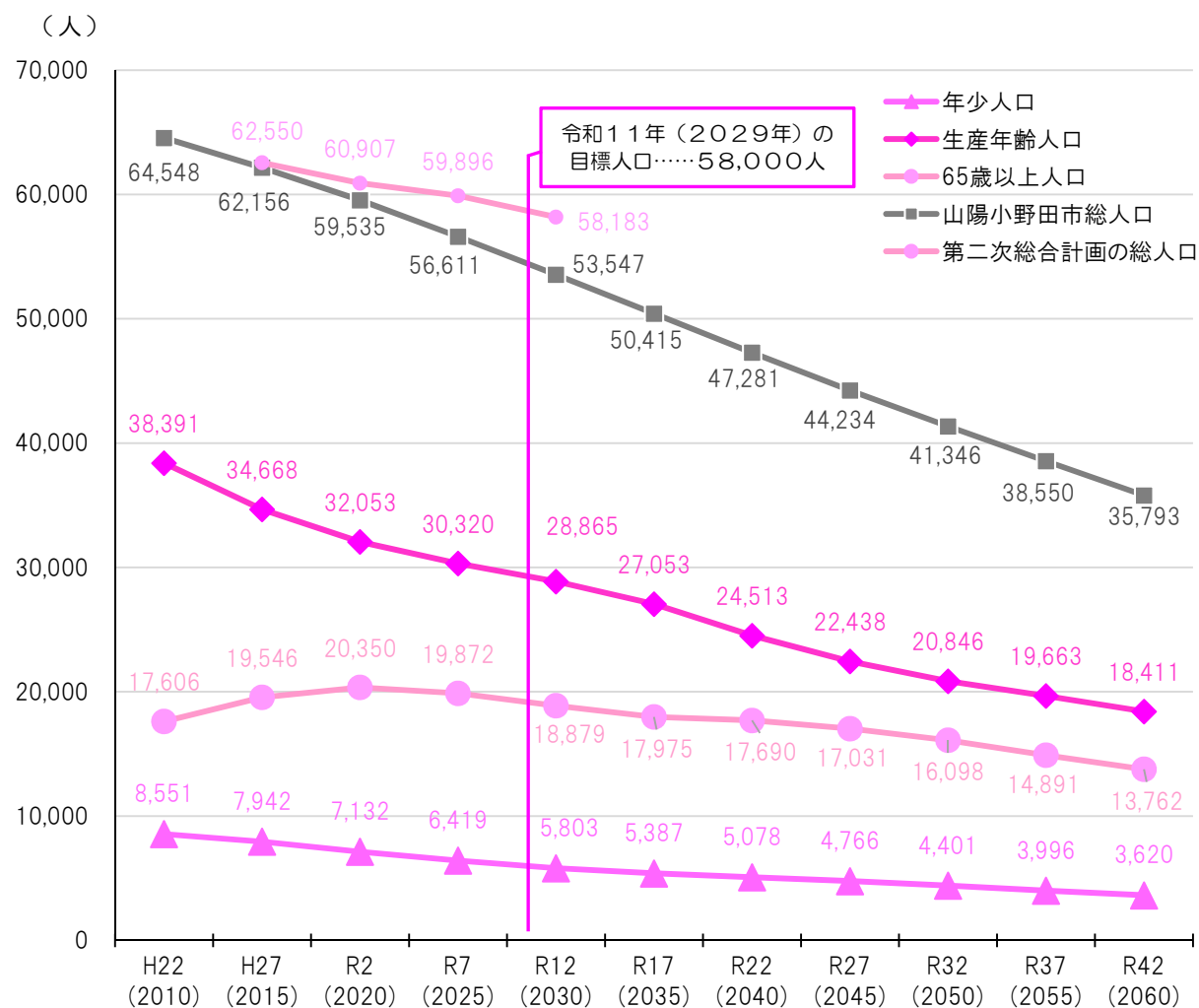
本市の総人口が減少している中で、世帯数は年々増加していましたが、令和２年から減少に転じています。



住民基本台帳及び外国人登録※国勢調査の基準日である１０月１日現在で比較

（４）総人口の推計

人口減少は引き続き、令和２年（２０２０年）をピークに６５歳以上の人口も減少すると推計されます。

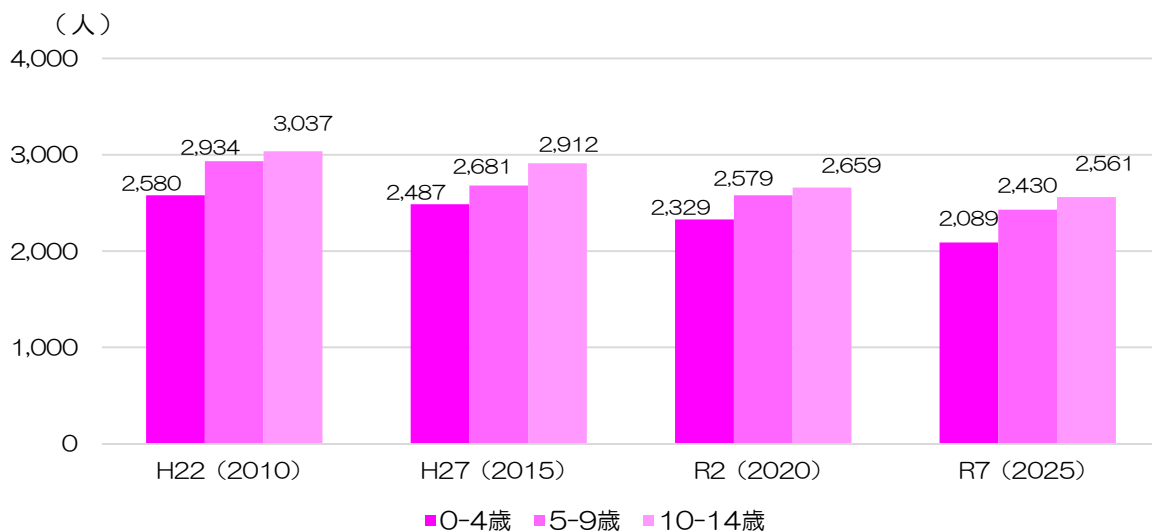


山陽小野田市人口ビジョン
第二次山陽小野田市総合計画

2 子どもの状況

(1) 子どもの人口

本市の子どもの人口は年々減少傾向にあります。



子育て支援課

※平成22年(2010年)及び平成27年(2015年)は国勢調査による実績
令和2年(2020年)以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

(2) 幼稚園(管内)・保育所(管内)の定員及び在園児数

幼稚園に在籍している子どもは、定員を下回る人数で推移しています。

保育所に在籍している子どもは増加傾向です。

【幼稚園】

(人)

区分	H28(2016)		H29(2017)		H30(2018)		R元(2019)		R2(2020)	
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数
計	1,055	593	1,055	655	1,055	626	1,055	656	1,055	612

【保育所】

(人)

区分	H28(2016)		H29(2017)		H30(2018)		R元(2019)		R2(2020)	
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数
計	1,485	1,468	1,485	1,431	1,505	1,446	1,507	1,450	1,467	1,434

子育て支援課

（３）児童クラブの児童数

市内１２小学校区において、児童館及び小学校の空き教室等を利用して実施しています。申込者数は年々増加しており、ニーズが高まっています。

（人）

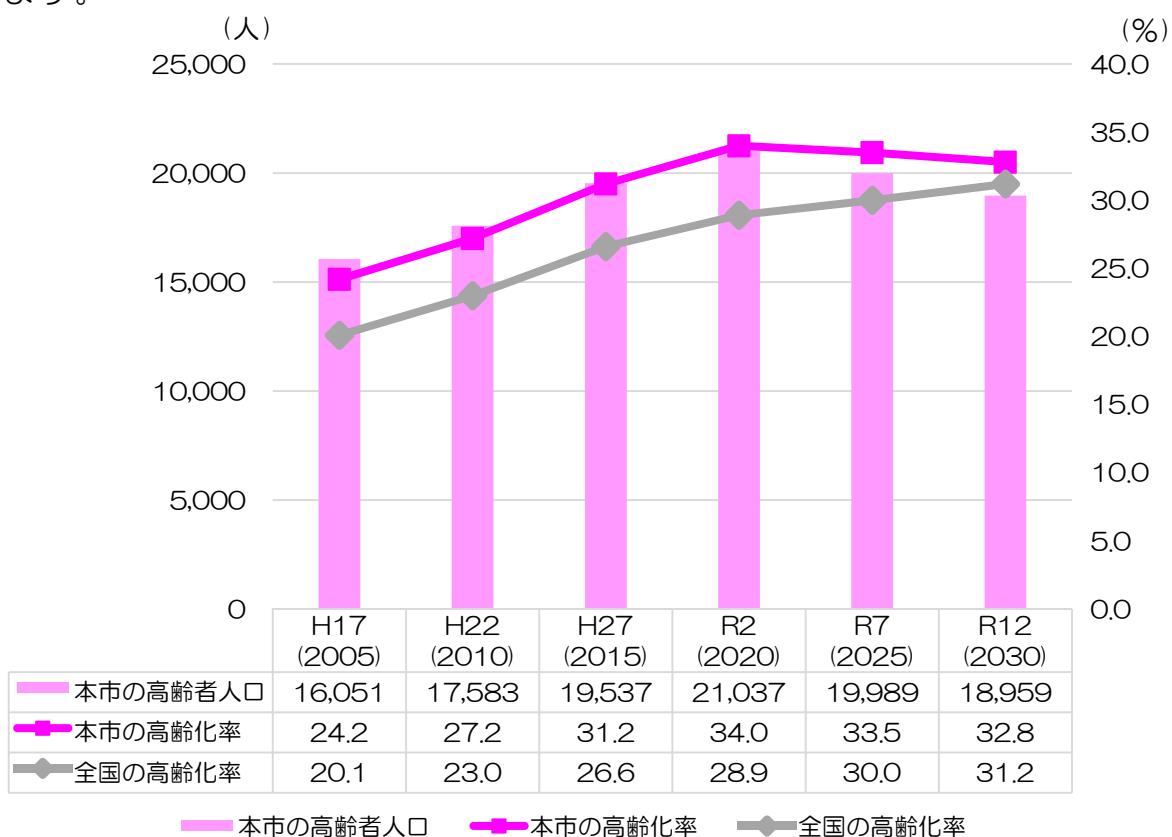
	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
申込者数	769	808	796	849	888
通所者数	736	767	789	842	876

子育て支援課

3 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移と将来推計

本市における高齢化率（総人口に占める高齢者人口割合）は、令和2年（2020年）にはピークに達し34.0%となっており、団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題の令和7年（2025年）には33.5%と予測され、全国平均の30.0%と比較すると3.5%高くなっています。



第8期山陽小野田市高齢者福祉計画

※平成17年(2005年)～平成27年(2015年)は国勢調査、令和2年(2020年)は住民基本台帳、令和7年(2025年)以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。

（２）高齢者のいる世帯の状況

令和２年（２０２０年）には全世帯のほぼ半数が高齢者のいる世帯となっています。核家族化及び少子化の影響もあり、今後高齢者のいる世帯の「高齢化」が更に進むと予測されます。

（世帯）

	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
一般世帯 （１世帯当たり平均人数）	25,289 (2.6人)	25,498 (2.5人)	25,689 (2.4人)	26,049 (2.3人)
高齢者親族のいる一般世帯（ア） （一般世帯に対する割合）	10,804 (42.7%)	11,654 (45.7%)	12,652 (49.3%)	12,983 (49.8%)
高齢者夫婦世帯（イ）	3,227	3,460	3,870	3,684
高齢单身及び高齢者同居世帯（ア－イ）	7,577	8,194	8,782	9,299

総務省「国勢調査報告」

（３）要介護認定の状況

令和２年（２０２０年）４月現在では、高齢者人口の１８％（令和２年（２０２０年）住民基本台帳の６５歳以上の人口比較）に当たる３,７８１人が要介護認定を受けており、認定者数は横ばい傾向にあります。

（人）

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
要支援１	504 (8)	442 (4)	438(4)	478(7)	461(3)
要支援２	471 (10)	440 (8)	447(10)	429(9)	434(8)
要介護１	989 (15)	1,035 (14)	1,020(14)	1,105(16)	1,102(14)
要介護２	646 (17)	619 (13)	680(13)	647(10)	643(13)
要介護３	474 (11)	485 (15)	459(13)	475(10)	459(9)
要介護４	470 (6)	496 (7)	455(5)	418(3)	411(4)
要介護５	315 (13)	330 (7)	286(7)	274(6)	271(6)
総合計	3,869 (80)	3,847 (69)	3,746(69)	3,826(61)	3,781(57)

第８期山陽小野田市高齢者福祉計画

※（ ）内は４０～６４歳までの２号被保険者数(再掲)

※各年１０月時要介護認定者数。令和２年度のみ４月時の認定者数。

4 障がい者の状況

(1) 等級別「身体障害者手帳」所持者数

令和2年度（2020年度）の所持者数は2,627人となっています。

（人）

等級	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
1級	862	856	854
2級	374	353	336
3級	521	501	501
4級	662	652	640
5級	126	134	136
6級	158	164	160
合計	2,703	2,660	2,627

障害福祉課

※障がいの等級については、1級から7級まであり、1級が最重度です。（手帳の交付は6級までです。）

(2) 程度別「療育手帳」所持者数

令和2年度（2020年度）の所持者数は515人で、横ばい傾向にあります。

（人）

程度	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
A	193	194	175
B	320	324	340
合計	513	518	515

障害福祉課

※障がいの程度については、AとBがあり、Aが重度です。

(3) 等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

令和2年度（2020年度）の所持者数は409人となっています。

（人）

等級	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
1級	74	84	78
2級	179	188	181
3級	130	151	150
合計	383	423	409

障害福祉課

※障がいの程度については、1級から3級まであり、1級が最重度です。

5 支援を必要とする人の状況

(1) 生活保護受給者数

生活保護受給者数は年々減少しています。(人)

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
受給者数	875	788	769	681	677

社会福祉課

(2) 生活困窮者自立支援の各種事業の件数

平成27年(2015年)4月1日施行の生活困窮者自立支援法※に基づく事業です。

	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
新規相談受付件数	61件	73件	196件
就労支援準備事業の対象者	2人	6人	8人
住宅確保給付金を支給した世帯数	4世帯	3世帯	13世帯

社会福祉課

(3) 虐待相談・通報の件数

相談件数及び通報件数は増減を繰り返していますが、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合迅速かつ適切な対応、再発防止が求められます。

(件)

対象		H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
子ども	相談件数	46	37	45
高齢者	相談件数	41	15	96
障がい者	通報件数	2	4	3

子育て支援課・高齢福祉課・障害福祉課

（４）地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）※の利用者数

市社会福祉協議会が実施している事業です。利用者は全体を通して年々増加傾向にあり、今後も増加が予想されます。

（人）

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
認知症	13	15	15	19	22
知的障がい	7	7	7	8	9
精神障がい	10	12	10	12	13
その他	2	2	3	2	2
合計	32	36	35	41	46

市社会福祉協議会

6 健康に関する状況

(1) 乳幼児健康診査実施状況

発育の節目の時期にあたる健診で、対象となる乳幼児がもれなく健診を受けることが重要です。

	1 か月児		1 歳 6 か月児		3 歳 6 か月児	
R2 (2020)	対象者数 (人)	334	対象者数 (人)	377	対象者数 (人)	433
	受診児数 (人)	322	受診児数 (人)	416	受診児数 (人)	480
	受診率 (%)	96.4	受診率 (%)	110.3	受診率 (%)	110.6

健康増進課

(2) 各種がん検診実施状況

がんの早期発見・早期治療に結びつけるため受診率の向上を目指していますが、受診率は低い現状です。

	胃がん		大腸がん		肺がん	
R2 (2020)	対象者数 (人)	15,090	対象者数 (人)	39,721	対象者数 (人)	39,964
	受診者数 (人)	1,660	受診者数 (人)	3,138	受診者数 (人)	5,555
	受診率 (%)	11.0	受診率 (%)	7.9	受診率 (%)	13.9
	子宮がん		乳がん		前立腺がん	
	対象者数 (人)	11,734	対象者数 (人)	9,500	対象者数 (人)	7,937
	受診者数 (人)	927	受診者数 (人)	760	受診者数 (人)	381
	受診率 (%)	7.9	受診率 (%)	8.0	受診率 (%)	4.8

健康増進課

(3) 特定健診実施状況

本市・県・国のいずれも受診率は年々上昇しています。

		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
本市	対象者数(人)	10,727	10,014	10,727	9,618	10,269
	受診者数(人)	3,818	3,664	3,818	3,422	3,923
	受診率(%)	35.6	36.6	36.4	35.6	38.2
県平均	受診率(%)	24.2	26.0	26.7	28.0	30.3
国平均	受診率(%)	35.4	36.6	35.4	36.3	38.0

国保年金課

(4) 自殺者数

本市の自殺者数は令和2年(2020年)度では9人となっており、横ばい傾向にあります。

(人)

	H28(2016)		H29(2017)		H30(2018)		R元(2019)		R2(2020)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20-29歳	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0
30-39歳	1	0	1	0	2	0	0	0	1	0
40-49歳	0	0	0	0	1	1	3	0	1	0
50-59歳	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0
60-69歳	1	1	1	1	2	0	1	0	0	0
70-79歳	0	0	0	0	1	1	2	0	2	1
80歳以上	1	1	1	1	1	0	1	0	1	2
合計	4	2	4	2	9	2	7	2	6	3
男女計	6		14		11		9		9	

健康増進課

7 地域福祉にかかわる人材や団体、活動の状況

(1) 人材や団体の状況 (令和2年度(2020年度)末現在)

①社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とし、市町村や都道府県に設置された民間非営利組織です。また、社会福祉法には、「地域福祉を推進する団体」と定められており、市社会福祉協議会では、福祉に関する総合相談や地域での見守りやサロン活動の支援ボランティア活動の支援、福祉の担い手の育成などに取り組んでいます。なお、市内11か所に小学校区又は中学校区を単位とした地区社会福祉協議会が任意団体として設置されており、市社会福祉協議会と連携して、見守り活動や高齢者を対象とした会食会などの活動を行っています。

②民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。委員同士の情報共有や関係機関との連携強化を図っています。また、平成に入り少子化の進行とともに児童虐待をはじめとする子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化したことを受け、児童委員活動充実及び活性化を目的に平成6年(1994年)に主任児童委員制度が創設されました。

本市では154人(うち主任児童委員9人)が厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。

③自治会

本市には344の自治会があります。自治会加入世帯は約26,000世帯で、加入率は約90%です。

④福祉員

自治会からの推薦を受け、市社会福祉協議会が委託して各自治会に配置されています。見守り活動やサロン活動を通して地域の困りごとの早期発見や課題解決に向けた取組などを実践する小地域福祉活動※の担い手であり、約３３０名が活動しています。

⑤老人クラブ

趣味や興味を同じくする高齢者グループによる自主的な活動が展開されています。地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施しています。約７０団体、約２,５００人が加入しています。

⑥ボランティア団体

市社会福祉協議会に登録しているボランティアの団体数は６０団体であり、個人では約５０人が活動しています。

（２）活動の状況 （令和２年度（２０２０年度）末現在）

①ふれあい・いきいきサロン

地域住民が自治会館や地域交流センター※を拠点に運営する居場所づくりや交流を目的とした活動です。世話役の人の高齢化等で、解散・休会するサロンもありますが、約６０か所で活動しています。

②住民運営通いの場

介護予防のために、いきいき百歳体操等を住民が主体となって身近な場所で開催して運営する通いの場であり、約８０か所で活動しています。

③ファミリーサポートセンター

子育てを「援助してほしい」「応援したい」という人がそれぞれ会員となる地域の相互援助組織です。依頼会員・提供会員・両方会員の合計は約３７０人となっています。

2

地域福祉における課題

本計画策定のための市民アンケート、関係団体へのヒアリング等において寄せられた地域福祉に対する課題は次のとおりです。

（１）地域福祉に対する意識の啓発

市民アンケートでは、住民同士が助け合い、支え合うために必要なこととして「隣近所との付き合いや声掛けが日常的に行われていること」が最も多く挙げられ（６５.８％）、近所づきあいを重要視している人が多いことがわかります。近所とどの程度付き合いがあるかについても「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」を合わせると４７％となりますが、自治会の活動にどれくらい参加しているかについては「あまり参加していない」「まったく参加していない」を合わせると６０％となり、地域での活動がやや敬遠されていることがわかりました。

地域福祉への意識や関心を高めるため、身近な自治会活動をはじめとした地域活動の状況について改めて周知し、地域活動への参加を促す必要があります。

（２）健康や老後の不安の解消

市民アンケートでは、「日々の生活において、どのような悩みや不安を感じていますか？」という質問に対して、「自分や家族の老後」及び「自分や家族の健康」を挙げる人が最も多い結果となりました。このほかでは、「経済的な問題」や「介護の問題」が挙げられました。また、これらの悩みや不安の相談先としては、「家族・親戚」が最も多く、次いで「近所の人、友人・知人」が多い結果となり、行政や公的な機関に相談される人は依然として少ない状況であることがわかりました。

これらの不安の解消のため、引き続き、介護サービス等の高齢者福祉

の充実を図るとともに、スマイルエイジング※の推進により、健康寿命の延伸を図ることが必要です。また、専門的な悩みの相談先として、行政や公的な機関の相談窓口の周知を行うことが必要です。

（３）地域福祉の担い手の確保

市民アンケートや関係団体ヒアリングの内容から、仕事や育児・介護など他の用事があるため忙しいために地域活動やボランティアに参加する人が少なく、会員や役員の高齢化が進んでいることがわかりました。

また、地域福祉において大きな役割を担っている民生委員・児童委員や市社会福祉協議会の認知度も依然として低い状況であり、改善が必要です。

次世代を担う若者や子どもたちを含めた地域住民に対し、地域で活動する人や団体の周知と理解を深め、地域の福祉活動に携わる人を育成していくことが重要となっています。

（４）福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実

誰もが安心して暮らし続けていくために福祉サービスは必要不可欠ですが、どんな福祉サービスが必要なのかは個人の状態や環境によって異なります。

市民アンケートでは、６割以上の人が必要になった時には、すぐに福祉サービスを利用したいと考えています。そして、最適な福祉サービスを安心して受けるために市はどのようなことに取り組む必要があるかという設問に対する結果からは、情報提供や相談支援の充実が求められていることがわかりました。

福祉サービスのニーズを早期に発見し、適切なサービスへとつなげていくための相談支援体制の整備・充実を図るとともに、制度やサービスについての情報提供の充実が必要です。

（５）生活困窮者に対する自立支援

市民アンケートでは、悩みや不安について「自分や家族の老後のこと」「自分や家族の健康のこと」に次いで「経済的な問題」が挙がっています。現在の社会情勢の影響もあり、非正規雇用労働者や低所得者の世帯など、生活困窮に至るリスクを抱える人が増えています。生活困窮者の自立を促進するために、引き続き生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第２のセーフティネットの充実・強化を進める必要があります。

また、社会的に孤立している人に対し、行政の取組のみならず地域の理解や支援も求められています。

（６）地域力の育成と活用

近年、福祉の課題は多様化かつ複雑化しています。例えば８０５０問題※やダブルケア※、ヤングケアラー※や生活困窮等が挙げられます。そうした中、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつukっていく「地域共生社会」が提唱されています。

市民アンケートでは、困っている家庭があった場合、どのような手助けができるかという設問に対して、「見守りや安否確認の声かけ」から「災害・緊急時の手助け」等幅広い回答が得られました。地域住民の力をどのように地域共生社会づくりに生かしていくかが課題です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1

基本理念

山陽小野田市は、「第二次山陽小野田市総合計画」で「協創によるまちづくり」の考え方の下、計画の基本目標の一つに「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を掲げ、年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指しています。

福祉分野においても、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として積極的に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、支え合うことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作りあげていく社会のことです。

以上の点を踏まえ、全ての市民で地域福祉を推進していくために本計画の基本理念を以下のように決めました。

基本理念

誰もが安心して暮らし続けることができる
みんなで支える我が事・丸ごとの福祉のまちづくり

2

計画の基本目標

基本理念「誰もが安心して暮らし続けることができる みんなで支える我が事・丸ごとの福祉のまちづくり」を実現していくために、以下の五つを基本目標と定めます。

この五つの基本目標を達成するために、第4章「地域福祉推進のための取組」のそれぞれの基本目標の「施策」及び「取組」の中で具体的に整理しています。

◆ 基本目標 1 地域福祉を育むひとづくり

一人ひとりの福祉意識が地域福祉の大きな推進力となります。人々が心身ともに健康で充実した生活を送り、地域福祉に対する理解を深めながら積極的に地域福祉に参画してもらうことを目指します。

◆ 基本目標 2 支え合いの地域づくり

見守り活動は行政や市社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、福祉員等が中心となり行っていますが、見守り活動は地域の支え合いが大切です。地域の支え合いは、防災や子育て支援等にも力を発揮します。「支える」ではなく「支え合い」の地域づくりを実現します。

◆ 基本目標 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

近年、福祉課題は複雑化・多様化し、よりきめ細やかな福祉サービスの提供が求められています。福祉サービスのニーズを早期に発見し、適切なサービスへとつなげていくための相談支援体制の整備・充実を図るとともに、関係機関や地域住民の相互連携を強化します。

◆ 基本目標 4 生活困窮者支援の体制づくり

生活困窮者への適切な相談業務を行うとともに、生活の安定と自立更生を促進します。また、複合的な課題を抱えている生活困窮者に対して、行政の取組のみならず地域の理解や支援による課題の解決を目指します。

◆ 基本目標 5 地域共生社会のまちづくり

地域共生社会の実現を確実なものとするために、住民の身近な圏域である地域において地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる重層的支援体制の整備に向け、地域での取組を推進します。

3

基本目標に係る施策と取組

本市の地域福祉における課題を解決するため、五つの基本目標に沿って以下のように体系化しました。

基本目標 1

地域福祉を育むひとづくり

【施策1】 地域福祉の担い手の確保

- 取組① 福祉意識の醸成
- 取組② 地域福祉活動への参加促進
- 取組③ 地域のリーダーや福祉にかかわる人の育成

【施策2】 ボランティア活動の推進

- 取組① ボランティアへの参加促進
- 取組② ボランティアの体制づくりと支援

【施策3】 健康づくりの推進

- 取組① 健康づくりの充実
- 取組② 保健サービスの充実

基本目標 2

支え合いの地域づくり

【施策1】 支え合いの活動の推進

- 取組① 住民主体の活動の推進
- 取組② 地域福祉関係団体の連携強化

【施策2】 安心安全な地域づくり

- 取組① ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及
- 取組② 災害時の支援体制の整備

基本目標 3

利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

【施策1】 良質な福祉サービスの提供

- 取組① 福祉ニーズの把握
- 取組② 福祉サービスの充実

【施策2】 支援体制の充実

- 取組① 情報提供・相談体制の充実
- 取組② 包括的な支援体制の整備
- 取組③ 権利擁護体制の充実

基本目標 4

生活困窮者支援の体制づくり

【施策1】 自立を目指した支援の仕組みづくり

- 取組① 生活困窮者に対する自立支援
- 取組② 生活困窮者を支援する地域づくりの推進

基本目標 5

地域共生社会のまちづくり

【施策1】 我が事の地域づくり

- 取組① 「他人事」から「我が事」への転換
- 取組② 活動拠点の整備

【施策2】 丸ごとの地域づくり

- 取組① 相談を丸ごと受け止める場及び機能の構築
- 取組② 地域生活課題に対する解決策の検討と推進

第二次山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 体系図

基本理念	基本目標	施策	取組
誰もが安心して暮らし続けることができる みんなで支える我が事・丸ごとの福祉のまちづくり	1 地域福祉を育むひとづくり	1 地域福祉の担い手の確保	①福祉意識の醸成
			②地域福祉活動への参加促進
			③地域のリーダーや福祉にかかわる人の育成
		2 ボランティア活動の推進	①ボランティアへの参加促進
			②ボランティアの体制づくりと支援
		3 健康づくりの推進	①健康づくりの充実
			②保健サービスの充実
	2 支え合いの地域づくり	1 支え合いの活動の推進	①住民主体の活動の推進
			②地域福祉関係団体の連携強化
		2 安心安全な地域づくり	①ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及
			②災害時の支援体制の整備
	3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり	1 良質な福祉サービスの提供	①福祉ニーズの把握
			②福祉サービスの充実
		2 支援体制の充実	①情報提供・相談体制の充実
			②包括的な支援体制の整備
			③権利擁護体制の充実
	4 生活困窮者支援の体制づくり	1 自立を目指した支援の仕組みづくり	①生活困窮者に対する自立支援
			②生活困窮者を支援する地域づくりの推進
	5 地域共生社会のまちづくり	1 我が事の地域づくり	①「他人事」から「我が事」への転換
			②活動拠点の整備
		2 丸ごとの地域づくり	①相談を丸ごと受け止める場及び機能の構築
			②地域生活課題に対する解決策の検討と推進

第4章

地域福祉推進のための取組

「住民や地域」「行政」「市社会福祉協議会」のそれぞれの役割を明示し、協働で取り組むことで基本目標の達成を目指します。

基本目標 1 地域福祉を育むひとづくり

施策 1 地域福祉の担い手の確保

地域福祉に対する意識の高揚を図り、体験や学習を通じて地域福祉への理解を深め、地域福祉活動に積極的な人材の育成に取り組むことにより地域福祉の担い手を確保します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和 2 年度 (2020年度)	目標値 令和 7 年度 (2025年度)
地域福祉に関する 出前講座※	行政及び市社会福祉協議会が実施する出前講座の参加人数	1,324 人	1,300 人
意思疎通支援者※	市に登録している意思疎通支援者数	36 人	47 人

取組① 福祉意識の醸成

地域の福祉力の向上のためには、一人ひとりの福祉意識を高めていくことが大切です。子どもから大人まで地域福祉活動の体験や学習の機会を通じて、福祉の心を育みます。

住民や地域が取り組むこと
○自分が住む地域（隣近所・自治会・校区・市）に関心を持ちます。 ○地域や福祉についての情報を収集します。 ○地域福祉活動の体験や学習の機会に参加します。
行政が取り組むこと
○地域や市社会福祉協議会と連携し、福祉教育の推進を図ります。 ○地域や福祉に関する情報提供の充実に努めます。 ○出前講座※等で福祉の学習機会を設けます。 ○地域福祉計画を周知します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域に呼びかけ、出前講座※やボランティア体験等を実施し、「福祉でまちづくり」の意識の醸成を図ります。
- 小・中・高校生向けの福祉体験学習を実施し、学校における福祉教育プログラムを支援します。

取組② 地域福祉活動への参加促進

地域福祉活動に参加することで地域の一員としての意識をもつとともに、地域住民がともに支え合い・助け合う関係の構築を目指します。

住民や地域が取り組むこと

- あいさつや声かけをします。
- 住民同士の交流を深めます。
- 地域の一員として、自分にできることから行動するよう努めます。
- 住民同士で誘い合って、自治会や地域の行事に積極的に参加します。
- 多世代が参加しやすいイベントや行事を実施します。
- 多世代間・子育て世代間・高齢者世代間といった多様な支え合い・助け合いの関係を築きます。

行政が取り組むこと

- 地域や市社会福祉協議会が行う地域福祉活動を支援します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

- 自治会長、民生委員・児童委員、福祉員の三者が協力して福祉活動を推進できるよう三者交流会※の充実に努めます。
- 地域にある福祉課題や福祉活動について情報発信を行います。
- 地区社会福祉協議会の活動の支援と広報に努めます。
- 老人クラブ等の地域活動団体と連携して、福祉活動者の増加に努めます。

○企業や事業所等による社会貢献活動が多様な形で展開されるよう支援を行います。

取組③ 地域のリーダーや福祉にかかわる人の育成

地域の中心となって活動している人がより活動しやすい環境をつくるとともに、次世代の育成にも取り組みます。

住民や地域が取り組むこと

- 自治会長、民生委員・児童委員、福祉員等地域で中心となって活動している人の役割を理解します。
- 地域のリーダーとして培った経験を後継の人に伝えます。

行政が取り組むこと

- 出前講座※やワークショップ等を開催し、地域課題に対する解決力のスキルアップを図ります。
- 地域や福祉に関する情報提供の充実に努めます。
- 市社会福祉協議会と協力して、意思疎通支援者※（手話通訳・要約筆記）の育成に努めます。
- 民生委員・児童委員の人材確保に努めるとともに、その活動を支援します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

- 各自治会から福祉員を選出・委嘱し、福祉活動者としてスキルアップできるよう支援します。
- 住民やボランティアグループと連携して、福祉活動やボランティア活動に関する養成講座を開催します。
- 意思疎通支援者※（手話通訳・要約筆記）の育成に努めます。

施策２ ボランティア活動の推進

ボランティア団体や参加者の掘り起こし・育成を行い、多様化・煩雑化する傾向にある福祉ニーズに対応できるよう環境づくりに努めます。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和２年度 (２０２０年度)	目標値 令和７年度 (２０２５年度)
福祉活動ボランティア団体登録数及び人数	市社会福祉協議会に登録されている福祉活動ボランティア団体及び人数	61 団体 5,480 人	80 団体 6,000 人
介護支援ボランティアの登録者数	年度末の登録者数	197 人	250 人

取組① ボランティアへの参加促進

ボランティア活動の経験がない人たちにも活動に参加してもらえるよう啓発活動を行い、参加促進を図ります。

住民や地域が取り組むこと
○ボランティア活動に興味を持ち、積極的に参加します。 ○住民同士で誘い合ってボランティアに参加します。 ○地域で行っているボランティア活動を周知します。
行政が取り組むこと
○ボランティア意識を醸成し、活動への参加意識の向上を図ります。 ○介護支援ボランティアの養成や活動機会の拡大を目指します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○ボランティア養成講座、学生ボランティア会議、イベント型ボランティア活動促進事業等を実施し、市民ボランティアに関する意欲の向上と参加促進を図ります。 ○いきいき介護サポーター※事業の活動の場を広げ、介護予防に取り組むサポーターの増加及び活動内容の充実に努めます。 ○広報誌やホームページ等を通じて、ボランティア情報の発信に努めます。

取組② ボランティアの体制づくりと支援

ボランティアをする人が活動しやすい体制をつくり、ボランティア人口の増加につなげていきます。

住民や地域が取り組むこと
○各ボランティア団体が協力・連携します。 ○各種団体との情報交換・意見交換の場を設けます。
行政が取り組むこと
○ボランティア団体を支援する体制を整備します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○ボランティア連絡協議会等と連携して、ボランティア活動の推進・展開を図り、ボランティア活動が行いやすい環境づくりに努めます。 ○地域課題を抱えた人や世帯とボランティア団体との交流・学習の場づくりに努めます。 ○ボランティアの登録・斡旋を行い、ボランティア活動に安心して取り組めるよう活動保険加入の呼びかけを行います。

施策３ 健康づくりの推進

心身ともに健康で充実した生活を送ることができる、スマイルエイジング※の実現に向け、心身の健康に対する意識づくり、市民主体の健康づくり活動への支援、保健サービスの充実等を推進します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和２年度 (２０２０年度)	目標値 令和７年度 (２０２５年度)
健康寿命	日常生活動作が自立している期間	平成２９年度 (２０１７年度) 女性 84.11 歳 男性 80.81 歳	延伸させる
介護予防応援隊※ 養成者数	—	126 人	230 人
がん検診受診率	受診者数÷対象者数×100	7.9%	13.0%

取組① 健康づくりの充実

スマイルエイジング※につながる住民参加の健康づくり活動に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。

住民や地域が取り組むこと
○健康増進に役立つ事業に参加します。 ○健康に関する情報を収集します。 ○健全な食生活を実践します。
行政が取り組むこと
○スマイルエイジング※を推進します。 ○「自分の健康は、自分で守る」という意識の定着を目指します。 ○養成講座・研修会・交流会を開催し、生涯にわたる健康づくりの輪を自分・家族から地域へと広げます。 ○運動・食事・健診等の健康づくりの充実を図ります。

市社会福祉協議会が取り組むこと
○いきいき介護サポーター※事業の活動の場を広げ、介護予防に取り組むサポーターの増加及び活動内容の充実に努めます。 ○サロン活動や出前講座※を通じて、住民主体の健康づくりを支援します。

取組② 保健サービスの充実

地域に密着した保健体制の強化を進め、生涯を通じた健康づくりを実行するため、地域の自主グループの育成や支援を行い、住民の生活習慣病の改善・予防やがんの早期発見、早期治療に結びつけます。

住民や地域が取り組むこと
○保健サービスを積極的に利用し、健康状態を把握するとともに、病気の予防や早期発見に努めます。
行政が取り組むこと
○保健・医療・福祉の連携を図りながら地域に密着した保健体制の強化を進めます。 ○行政と住民とのパイプ役として地区組織活動員※等を育成します。 ○がん検診等を周知し、疾病の早期発見を行い適正な健康管理に導くよう努めます。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○住民や行政と連携し、早期に保健サービスが適切に受けられるように「どうしちよるネット※」等による見守り体制の推進に努めます。

基本目標２ 支え合いの地域づくり

施策１ 支え合い活動の推進

少子高齢化や核家族化が進行し、地域住民同士の関係が希薄化していますが、相互に助け合い・支え合う活動を推進することにより地域力を強化し、地域コミュニティを構築します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和２年度 (２０２０年度)	目標値 令和７年度 (２０２５年度)
ファミリーサポートセンター利用延べ件数	年間利用延べ件数	令和元年度 (2019年度) 619 件	620 件
見守りネットさんようおのだ※登録者数	年度末の会員数	1,157 人	1,660 人
あんしんキット※設置者数	年度末の設置者数	1,807 人	2,000 人
どうしちよるネット※加入者数	年度末の加入者数	483 人	650 人

取組① 住民主体の活動の推進

地域住民と行政が相互に理解し合い、住民主体の活動を幅広く展開することで、地域に根ざした福祉を目指します。

住民や地域が取り組むこと
○あいさつや声かけをします。 ○高齢者の単身・二人暮らし世帯、障がい者がいる世帯、ひとり親世帯等を地域で見守ります。 ○ごみ出し等の日常の作業に困っている人がいたらできるだけ手伝うよう努めます。 ○「ふれあい・いきいきサロン」等に積極的に参加します。

○地域で子育て家庭を支援します。 ○共同募金について理解します。
行政が取り組むこと
○住民主体の活動を支援します。 ○ファミリーサポートセンター等の地域の相互援助組織の拡大を図ります。 ○支え合いの地域づくり推進協議体※や生活支援コーディネーター※を中心とした取組を推進します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○支え合いの地域づくり推進協議体※や生活支援コーディネーター※を中心に、住民による支え合い活動の充実に努めます。 ○「あんしんキット※」や「どうしちよるネット※」の普及啓発に努めます。 ○地域福祉活動の財源確保のために、共同募金会と連携して住民主体の共同募金運動※の推進に努めます。

取組② 地域福祉関係団体の連携強化

地域福祉に関するさまざまな団体を横断的につなぐことにより、多方面で効果的な地域福祉活動を進めていきます。

住民や地域が取り組むこと
○自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、保護司、老人クラブ等の活動を理解し、参加や協力をします。 ○各々の活動だけでなく相互に連携しながら活動の充実に図ります。
行政が取り組むこと
○地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員等の地域の多様な団体の活動を支援します。 ○地域及び福祉の関係部署の連携強化を図ります。

市社会福祉協議会が取り組むこと

○地区社会福祉協議会・地区福祉員の会・民生児童委員協議会・老人クラブ・社会福祉法人・行政等と連携し、福祉に関する情報の共有や課題解決策の考案に努めます。

施策２ 安心安全な地域づくり

配慮が必要な人について理解を深めたり、支え合いの意識を高めたりすることで年齢や障がいの有無にかかわらず、暮らしやすい地域社会を実現します。

【目標指標】

指 標	説 明	現 状 値 令和２年度 (２０２０年度)	目 標 値 令和７年度 (２０２５年度)
公共施設における思いやり駐車場の設置数	—	１１５	増設する
地域の防災体制の満足度	本計画策定に係る市民アンケートの満足度	令和３年度 (２０２１年度) ５１.０％	５５.０％
小・中・高校における福祉教育の実施数	福祉体験等の実施回数	３回	２１回

取組① ユニバーサルデザイン※とバリアフリー※の普及

高齢者や障がい者をはじめ全ての人が、地域生活の障壁(バリア)を取り除き、安心して社会参加ができるまちづくりを進めていきます。

住民や地域が取り組むこと
○ユニバーサルデザイン※やバリアフリー※に関心を持ちます。 ○移動に困難を抱える人がいたら手助けをします。 ○点字ブロック上の歩行や自転車の路上へのはみ出し等、通行の妨げになる行為はやめます。
行政が取り組むこと
○ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりをさらに推進します。 ○障がい者や高齢者への情報のユニバーサルデザイン※化・バリアフリー※化を進めます。 ○ユニバーサルデザイン※・バリアフリー※について普及啓発を図ります。

市社会福祉協議会が取り組むこと
○福祉教育を通じてユニバーサルデザイン※やバリアフリー※の必要性や理解を広めます。 ○行政とともに、やまぐち障害者等専用駐車場制度※の啓発や証明発行手続きを行います。

取組② 災害時の支援体制の整備

日頃から地域で支え合いの関係を築くことにより、災害時においても地域力が発揮できる体制を強化します。

住民や地域が取り組むこと
○あいさつや声かけを積極的に行い、日常のつながりを強化します。 ○隣近所や自治会等で災害時における支え合いの体制を整理・確認します。 ○地域の防災訓練等に参加します。
行政が取り組むこと
○災害時に備えたネットワークづくりを推進します。 ○災害ボランティアの普及啓発を図ります。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○災害ボランティアセンターの設置・運営について行政と連携し、災害ボランティアセンターマニュアルに沿った運営を行います。 ○災害ボランティアの養成と災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行い、災害発生に備えます。 ○災害時に支援が必要な人の見守り体制について関係機関と連携します。 ○出前講座※等を通じて、避難行動要支援者への理解を広めます。

基本目標３ 利用しやすいサービスの仕組みづくり

施策１ 良質な福祉サービスの提供

必要な福祉サービスは個人によって異なりますが、ニーズを的確に把握し、適切で良質な福祉サービスを提供することにより、安心して暮らし続けることができる体制を構築します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和２年度 (２０２０年度)	目標値 令和７年度 (２０２５年度)
福祉・保健サービスや相談体制の満足度	本計画策定に係る市民アンケートの満足度	令和３年度 (２０２１年度) 50.3%	55.0%
三者交流会※の出席率	自治会長、民生委員・児童委員、福祉員の出席率	令和元年度 (２０１９年度) 68.6%	80%

※令和２年度の三者交流会は中止

取組① 福祉ニーズの把握

良質な福祉サービスを提供するためには、まず住民の福祉に対するニーズを把握し、課題や問題の解決につなげていきます。

住民や地域が取り組むこと
○地域の困りごとを気かけます。 ○地域の活動に積極的に参加します。 ○住民同士で地域課題の共有に努めます。 ○行政が実施するアンケート調査等に協力します。
行政が取り組むこと
○本計画の策定やその他行政計画の策定にあたり、市民アンケートや各種意識調査、パブリックコメント※等を実施します。 ○社会福祉法人や社会福祉施設等の福祉サービス提供事業者との情報交換により、ニーズの把握に努めます。

市社会福祉協議会が取り組むこと
○三者交流会[※]や福祉員の会連絡協議会等の地域福祉活動者が集まる場を通じて、ニーズの把握に努めます。 ○日頃から民生委員・児童委員と積極的に関わり、住民ニーズの把握と課題解決に努めます。 ○福祉関係機関が主催する会議等に出席し、情報共有することにより、ニーズや社会資源[※]の把握に努めます。 ○福祉総合相談事業[※]に寄せられた様々なニーズの見える化に努めます。

取組② 福祉サービスの充実

地域・行政・市社会福祉協議会・関係機関等の連携により福祉サービスを適切に提供するとともに、地域住民が相互に助け合う地域社会を目指します。

住民や地域が取り組むこと
○地域の困りごとは協力して助け合います。 ○地域の課題を共有し、要望や意見を行政等に伝えます。
行政が取り組むこと
○地域からの要望や意見を課題として解決に取り組めます。 ○子ども、高齢者、障がい者等の各福祉サービスの内容を評価し、福祉サービスの質の向上を図ります。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○住民や行政等と地域の課題を共有し、必要なサービスの充実に努めます。 ○住民同士の支え合いの活動が充実するよう支援します。

施策２ 支援体制の充実

福祉サービスに関する情報提供・相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。また、課題を関係機関で共有し、包括的できめ細やかな支援に努めます。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和２年度 (２０２０年度)	目標値 令和７年度 (２０２５年度)
コミュニティソーシャルワーカー※の数	専任の職員数	０人	３人
福祉総合相談事業※の相談件数	—	1,259件	600件
民生委員・児童委員の訪問回数	延べ訪問回数	23,874回/年	28,000回/年

取組① 情報提供・相談体制の充実

多様化する福祉制度等の情報をわかりやすく地域住民に提供するとともに、気軽に相談できる環境づくりに努めます。

住民や地域が取り組むこと
○地域の人と気軽に相談できる関係を築きます。 ○不安や悩みがあるときは、一人で抱えずに相談します。 ○行政や市社会福祉協議会の相談窓口を活用します。 ○プライバシーに配慮しながら、必要に応じて情報提供をします。
行政が取り組むこと
○広報紙やホームページ、メール配信等でわかりやすい情報提供に努めます。 ○家庭訪問や来所相談、電話相談等の相談体制の構築に努めます。 ○住民の立場に寄り添って相談・支援を行っている民生委員・児童委員等がその役割を十分に発揮できるよう、必要な情報提供や研修等の環境整備に努めます。

市社会福祉協議会が取り組むこと
○広報誌「かけはし」やホームページ等を通じ、福祉総合相談事業※や各種相談支援事業の情報発信に努めます。 ○心配ごと相談員の研修会を実施し、スキルアップに努めます。 ○各校区に地区担当職員（コミュニティソーシャルワーカー※）を配置し、身近に相談できる体制を構築します。

取組② 包括的な支援体制の整備

社会的孤立や制度の挟間に置かれている人に対して、地域住民と関係機関等が連携し、地域生活課題の把握と解決を目指した包括的な支援体制を整備します。

住民や地域が取り組むこと
○見守りが必要な人を、近所の人や自治会長、民生委員・児童委員、福祉員などで見守ります。
行政が取り組むこと
○家庭訪問や来所相談、電話相談等によるサービス調整相談窓口機能を充実させるとともに、支援が必要な人の掘り起こしを行い、早期の支援に繋げるよう努めます。 ○医療・保健・福祉等関係機関及び地域住民と連携し、地域包括ケアシステム※の充実を目指します。 ○組織横断の連携を図り、包括的な支援に努めます。 ○民間事業者等と連携したネットワークを構築します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○小地域福祉活動※を推進するために、コミュニティソーシャルワーカー※や相談支援専門職を市内2か所（本所・山陽支所）に配置します。 ○福祉総合相談事業※により、あらゆる相談を受け止め、寄り添い型の相談支援の実施とネットワークによる資源開発に努めます。

取組③ 権利擁護体制の充実

子ども・高齢者・障がい者等全ての人の人権を擁護し、尊厳をもって暮らし続けることができる支援体制を構築します。

住民や地域が取り組むこと
○地域の見守り活動により問題の早期発見に努めます。 ○「見守りネットさんようおのだ※」に登録します。 ○虐待等の問題が疑われる場合は、行政や民生委員・児童委員等に連絡します。 ○成年後見制度※についての情報を収集し、必要に応じて活用します。
行政が取り組むこと
○各種制度の利用や関係機関とのネットワークを構築して必要な支援を行います。 ○成年後見制度※について、出前講座※等を通じて普及啓発を図るとともに、利用促進に向けた体制づくりを進めます。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）※や法人成年後見人等受任事業※について住民への普及啓発を図り、適切な支援が行えるよう努めます。 ○相談窓口を市内2か所（本所・山陽支所）に設置して対応します。

基本目標 4 生活困窮者支援の体制づくり

施策 1 自立を目指した支援の仕組みづくり

就労や低所得等の複合的な課題を抱える生活困窮者の問題を当事者だけの問題とするのではなく、地域の理解・支援を広げ、地域と連携した仕組みづくりを推進します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和 2 年度 (2020年度)	目標値 令和 7 年度 (2025年度)
就労自立給付金を支給した世帯数	—	6 世帯/年	10 世帯/年
就労支援事業を利用した就職者数	延べ就職者数	12 人/年	29 人/年
自立相談支援機関の相談者数	延べ相談者数	476 人	800 人

取組① 生活困窮者に対する自立支援

住民の誰もが安心して、安定した生活を送ることができるように生活困窮者世帯への適切な支援に努めます。

住民や地域が取り組むこと
○支援が必要になったときは、早めに相談窓口を訪ねます。
行政が取り組むこと
○生活困窮者自立支援事業等による支援を強化します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○市民・地域へ事業内容と相談窓口の周知を図ります。
○複合的な課題を抱えた世帯の相談事を丸ごと受け止め、課題解決に向けて関係機関と連携して自立支援に努めます。

取組② 生活困窮者を支援する地域づくりの推進

経済的困窮だけでなく、社会的孤立や表出していない課題も含め複合的な課題に対する地域ぐるみの取組が求められています。

住民や地域が取り組むこと
○支援が必要な人がいたら相談窓口を訪ねるよう伝えます。
行政が取り組むこと
○地域や市社会福祉協議会、ハローワーク等との連携体制を強化します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、アウトリーチ※による課題の把握と共有に努めます。
○支援調整会議※を通じて、各関係機関との支援体制の強化に努めます。
○生活困窮者の支援に必要とされる社会資源※の創出、就労先の開拓、社会参加の場づくりを進めます。
○共同募金や善意銀行※等の民間財源を活用し、既存の制度では対応できない課題の解決に取り組めるよう地域を支援します。

基本目標５ 地域共生社会のまちづくり

施策１ 我が事の地域づくり

地域の困りごと、心配ごとに耳を傾け、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的で積極的な姿勢が広がる地域づくりを目指します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和２年度 (２０２０年度)	目標値 令和７年度 (２０２５年度)
住民運営通いの場の設置数	設置箇所数	８８ か所	１２１ か所
地域交流センター※の利用者数	延べ利用者数	１４６,８２８ 人/年	増加
ふれあい・いきいきサロンの設置数	設置箇所数	６６ か所	７０ か所

取組① 「他人事」から「我が事」への転換

一つひとつは一人の課題であるが、地域住民も一緒に解決に取り組むことで「他人事」から「我が事」への意識の醸成を図ります。

住民や地域が取り組むこと
○地域づくりを一部の人に任せるのではなく、できることから積極的に取り組みます。 ○地域の課題を地域住民で共有します。 ○地域の課題を自らの課題（我が事）として捉え、解決を試みます。 ○住民同士や自治会等の地縁組織を強化します。 ○障がいに対する理解を深め、共に支え合う地域づくりに参加します。 ○多様性を認め合うことのできる地域づくりを目指します。

行政が取り組むこと
○地域の課題を自らの課題として捉える「我が事」意識の醸成に努めます。 ○地域包括ケアシステム※の充実を図ります。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○コミュニティソーシャルワーカー※等が住民とともに、地域課題を検討し、我が事の地域づくりに努めます。 ○子ども・高齢者・障がい者とボランティアなどの福祉活動者がお互いに理解し、ふれあえる場づくりに取り組みます。 ○児童館によるクラブ活動や地域行事を住民と開催し、三世代交流の場づくりに努めます。

取組② 活動拠点の整備

誰もが利用できる居場所や活動場所の地域の拠点となる場所の整備に努め、活動の充実につなげていきます。

住民や地域が取り組むこと
○地域のつながりを深める自主活動である「住民運営通いの場」や「ふれあい・いきいきサロン」を積極的に開催し、参加します。 ○自治会館・地域交流センター※・石丸総合館等を活用しながら、活動を行います。
行政が取り組むこと
○広報紙やホームページ等で地域の活動や活動拠点を周知します。 ○「住民運営通いの場」の立ち上げを支援します。 ○地域交流センター※・石丸総合館等の運営体制を堅持します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○住民が身近な地域で活動できるよう拠点づくりを支援します。

施策２ 丸ごとの地域づくり

人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく取組を推進します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和２年度 (２０２０年度)	目標値 令和７年度 (２０２５年度)
地域の雰囲気やイメージの満足度	本計画策定に係る市民アンケートの満足度	令和３年度 (２０２１年度) 56.9%	60%

取組① 相談を丸ごと受け止める場及び機能の構築

相談者が身近なところで安心して相談ができ、またその相談を「丸ごと」受け止められるような体制の構築を目指します。

住民や地域が取り組むこと
○地域の人からの相談を必要に応じて、自治会長や民生委員・児童委員、福祉員、行政等に相談し、支援につなげます。
行政が取り組むこと
○住民に身近な圏域の中で、住民が直面している、あるいは気づいている課題に対して「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」、相談する先がわからない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能の構築を目指します。
○支え合いの地域づくり推進協議体 [※] の設置及び生活支援コーディネーター [※] を配置し、各地域のニーズに応じた支え合いの仕組みや居場所づくりを推進します。
○保健・医療・福祉の関係機関と連携し、相談支援体制を強化します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○福祉総合相談事業 [※] により、あらゆる相談を受け止め、寄り添い型の相談支援の実施に努めます。

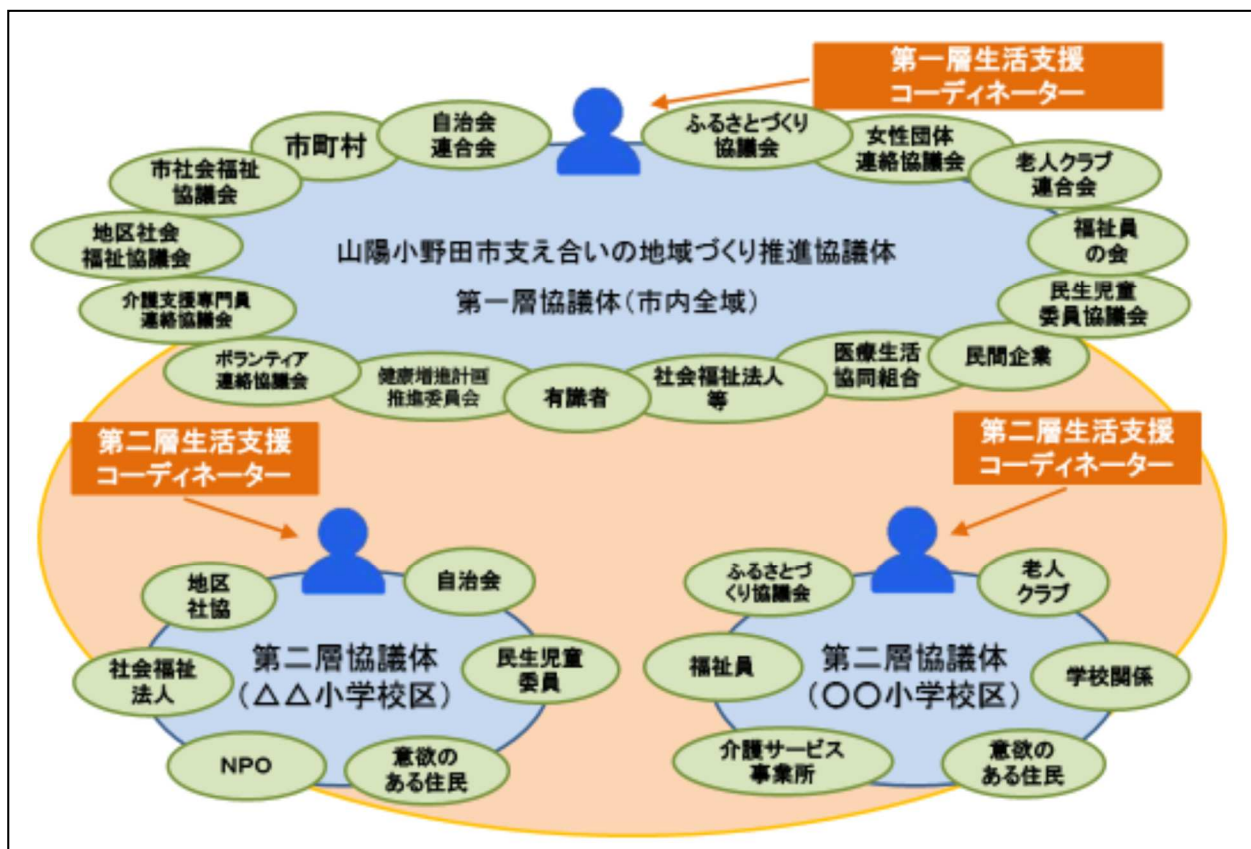
○コミュニティソーシャルワーカー※等が地域に出向き、困りごとを早期に丸ごと受け止められるようアウトリーチ※に努めます。

取組② 地域生活課題に対する解決策の検討と推進

地域における多様な生活課題に対し、地域住民や関係機関が協力して解決策を検討します。

住民や地域が取り組むこと
○自治会等で地域生活課題について話し合います。 ○地域生活課題を共有し、解決策を考えます。 ○地域だけで解決できない課題は行政等に伝えます。
行政が取り組むこと
○ワークショップ等で住民が地域生活課題について話し合う場を設けます。 ○支え合いの地域づくり推進協議体※及び生活支援コーディネーター※から寄せられた課題に対し、助言・情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○地域生活課題に先駆的に取り組む小地域（自治会・地区）の福祉活動を支援します。 ○地区社会福祉協議会と連携し、住民が主体となって地域生活課題の解決に計画的に取り組めるよう小地域福祉活動計画※の策定の推進に努めます。 ○社会福祉法人の専門性を地域に活かしていけるよう社会福祉法人による公益的な取組のネットワーク化（地域公益活動推進協議会※の設置）を推進します。 ○ボランティアによる地域生活課題の解決に向けてボランティアセンター機能の拡充が図れるよう関係機関と協働して取り組みます。

【山陽小野田市生活支援体制整備事業イメージ図】



第8期山陽小野田市高齢者福祉計画

第 5 章

計画の推進と評価

1

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、住民や社会福祉に関する団体又は事業者の代表、学識経験者等の地域福祉の推進に関わる人たちで構成する「山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」において、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、国や県の福祉施策の動向を注視しながら、見直しを含めて協議していきます。

また、庁内関係各課で構成する「山陽小野田市地域福祉計画推進連絡会議」において計画に基づいた実施事業の検討と進行管理を行います。併せて、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の取組状況の把握も同時に行います。

2

計画推進のためのそれぞれの役割

誰もが安心して住み続けられる地域社会を実現していくためには、一部の人や機関の取組だけでは不可能です。計画推進には、住民・関係機関・行政等が連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働で取り組んでいくことが重要です。

住民の役割

住民一人ひとりが、福祉に対する認識を深め、地域社会を構成する一員であることを自覚することが大切です。

支援の「支え手」「受け手」にかかわらず、一人ひとりが自らの地域

を知り、地域で起こっているさまざまな課題を地域において解決するための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動やボランティア活動などに積極的に参画するように努めます。

行政の役割

行政に求められる役割は、「希望をもち健やかに暮らせるまち」の実現を目指し、福祉施策を総合的に推進していくことです。年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指します。地域や地域住民の地域福祉活動に対する積極的な支援をするとともに、地域住民・市社会福祉協議会・関係機関等と協働で地域福祉に取り組みます。

社会福祉協議会の役割

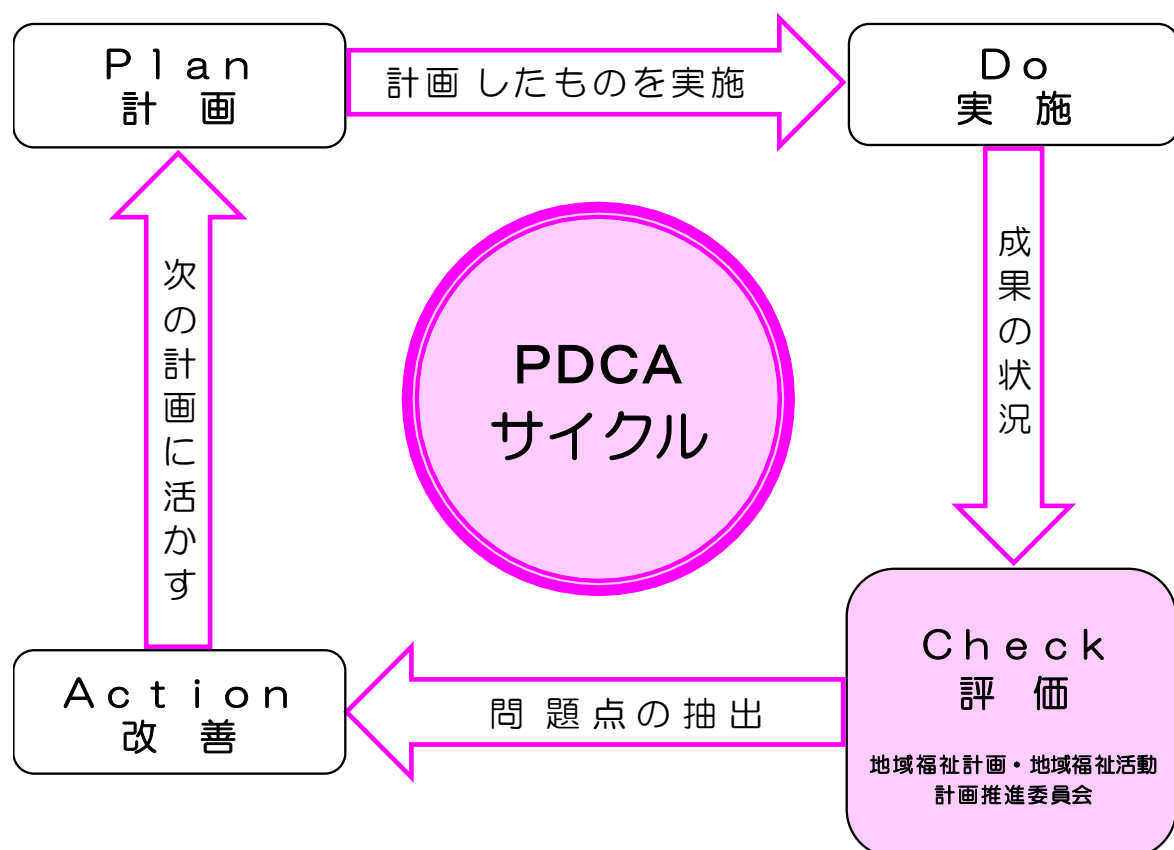
社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図る団体」として位置付けられています。組織の特性を活かしながら、地域福祉を推進するさまざまな団体・組織のコーディネーター役になるとともに、行政をはじめ、地域住民・ボランティア・福祉関係団体等の協働体制をつくり、地域福祉を推進する旗振り役として、中核的な役割を果たします。

3

計画の評価と見直し

本計画の進行管理と実施状況の評価については、山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を主軸に進めていきます。

会議において、計画の進捗の確認、課題の抽出及び点検等を行い、その結果を踏まえ、山陽小野田市地域福祉推進連絡会議において市（関係部局）と市社会福祉協議会間で検討を行ったうえ、必要に応じて計画を見直します。本計画の最終年度には次期計画の策定を進めていきます。



資 料 編

1 山陽小野田市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第30号)第3条の規定に基づき、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、16人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉に関する団体又は事業者の代表者
- (3) 公募により選出された市民
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議

に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月9日から施行する。

2 山陽小野田市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、山陽小野田市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）に基づく地域福祉を推進することを目的として山陽小野田市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協働）

第2条 本会会長は、活動計画を山陽小野田市が社会福祉法第107条に規定する「山陽小野田市地域福祉計画」（以下「福祉計画」という。）と協働して推進するよう努めるものとする。

（所掌事項）

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）活動計画の進捗状況の把握に関すること。
- （2）活動計画の改定に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

（委員）

第4条 委員会の委員は16人以内をもって組織する。

- 2 委員は、本会会長が委嘱する。ただし、委員の構成は山陽小野田市が設置する山陽小野田市地域福祉計画推進委員会の委員とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によ

りこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、その議長となる。ただし、委員長を定めるための会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

（費用弁償）

第7条 活動計画推進のみを目的に委員会を開催した場合、予算の範囲内で費用弁償を支給する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

3 山陽小野田市地域福祉計画推進連絡会議設置要綱

山陽小野田市地域福祉計画推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 山陽小野田市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の推進に当たり、具体的施策、手段等を総合的な観点から検討を行うため、山陽小野田市地域福祉計画推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の素案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる課の所属長が指名する者及び社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会事務局長が指名する者をもって組織する。

- 2 連絡会議に会長を置き、社会福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、
会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部高齢福祉課
福祉部障害福祉課
福祉部社会福祉課
福祉部子育て支援課
福祉部国保年金課
福祉部健康増進課

4 山陽小野田市地域福祉計画

・地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

(敬称略)

	委員氏名		所属機関・団体名等
1	高 野 和 良	委員長	
2	磯 部 吉 秀	副委員長	高泊地区社会福祉協議会
3	五 十 嵐 章 彦		埴生地区社会福祉協議会
4	水 田 愛 子		山陽ボランティア連絡協議会
5	森 川 繁 夫		山陽小野田市民生児童委員協議会
6	篠 原 明 子		山陽小野田市福祉員の会連絡協議会
7	千 々 松 正 俊		山陽小野田市自治会連合会
8	石 原 克 宏		山陽小野田市老人クラブ連合会
9	駄 阿 英 也		山陽小野田市社会福祉事業団
10	宮 川 力 雄		山陽小野田市障害者協議会
11	佐 野 太		山陽小野田市子ども・子育て協議会
12	中 林 明 子		山陽小野田市母子寡婦福祉連合会
13	伊 東 由 紀 子		山陽小野田市母子保健推進協議会
14	正 村 幸 子		山陽小野田市食生活推進協議会
15	尾 崎 燎 子		公募委員
16	田 中 絹 江		公募委員

5 市民アンケート調査結果

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、市民を対象にアンケートを実施しました。

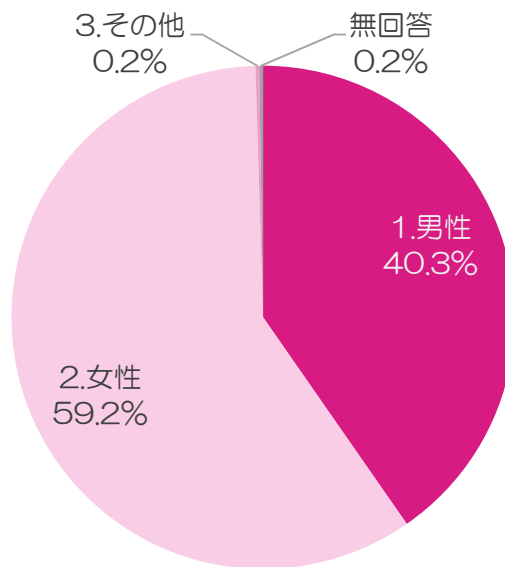
対象	令和3年（2020年）5月20日現在、本市に住民票のある18歳以上の市民
調査数	3,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配付・回収
回収数	1,225人（回収率 40.8%）
調査期間	令和3年（2021年）7月

<注意事項>

- 回答結果は、有効サンプル数に対して、それぞれの割合を示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフ及び表のN数は有効サンプル数（集計対象者総数）、（SA）は単数回答の設問、（MA）は複数回答の設問を表しています。
- 本文中の設問や設問の選択肢について、長い文を簡略化している場合があります。

【問１】 あなたの性別は？（ＳＡ）

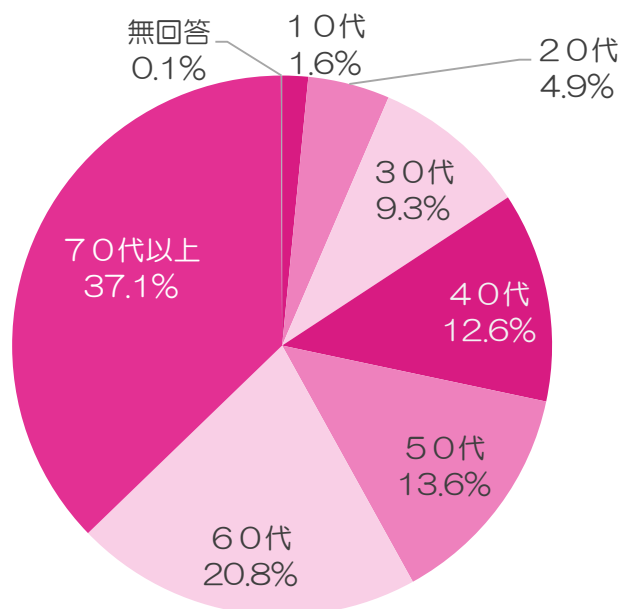
N = 1,225



・「女性」が５９％を占めています。

【問２】 あなたの年齢は？（ＳＡ）

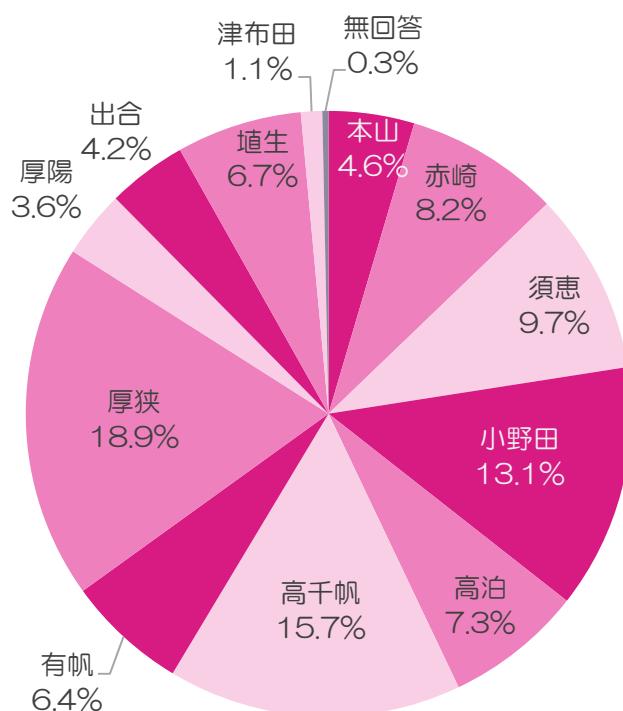
N = 1,225



・「70代以上」が３７．１％で群を抜いて高くなっています。「60代」が２０．８％、「50代」が１３．６％で続いています。

【問3】 あなたのお住まいの校区は？（SA）

N = 1,225

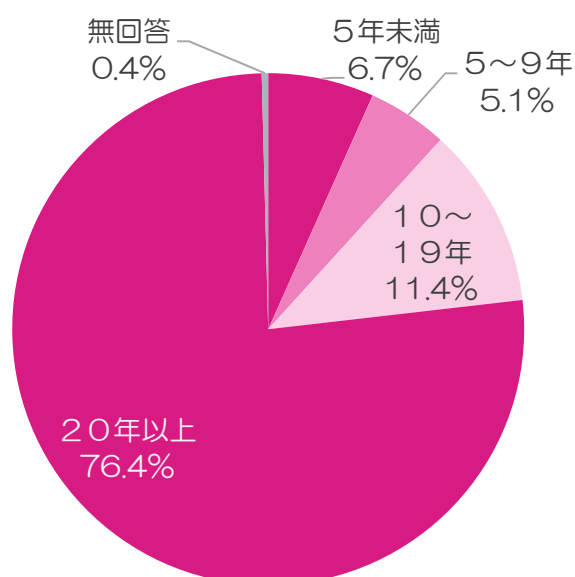


- ・「厚狭」が18.9%で最も高くなっています。次いで「高千帆」が15.7%、「小野田」が13.1%が続いています。

※

【問4】 あなたは本市に住んで何年になりますか？（SA）

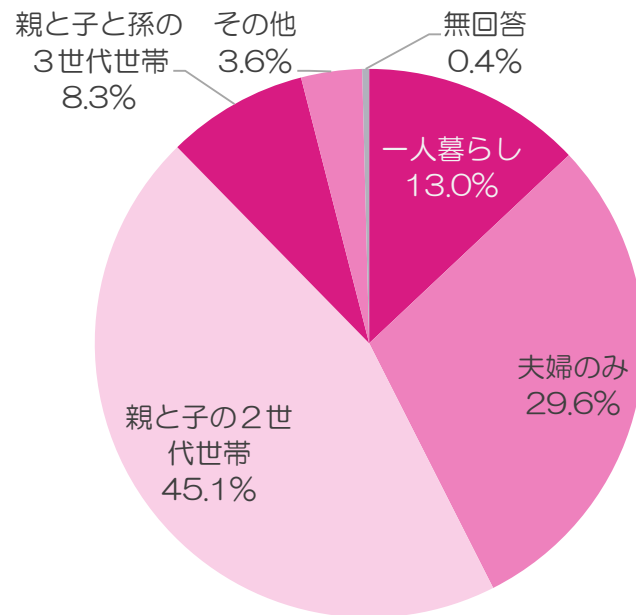
N = 1,225



- ・「20年以上」が76.4%を占めています。

【問5】 あなたの家族構成はどれですか？（SA）

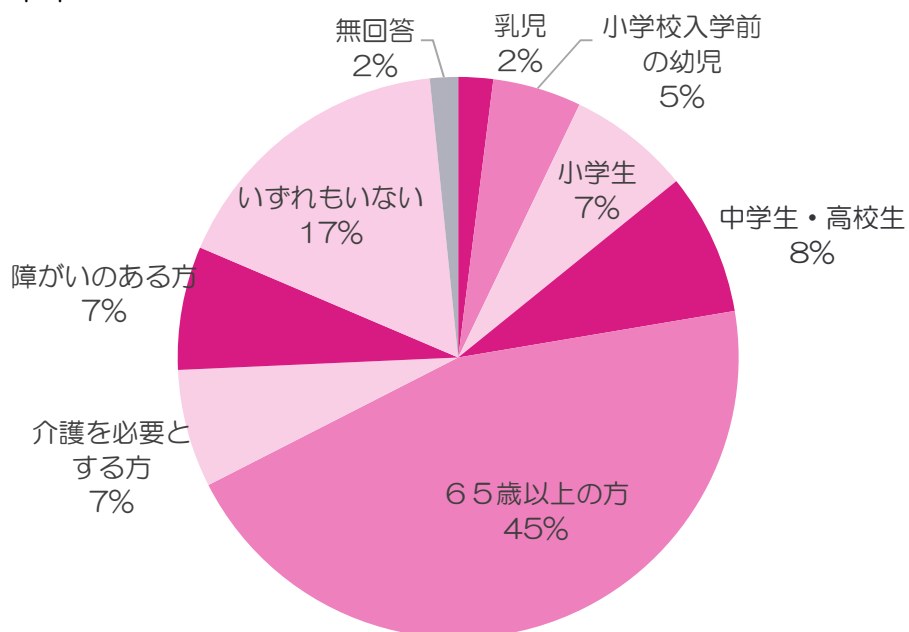
N = 1,225



- ・「2世代世帯」が45.1%で最も高くなっています。次いで「夫婦のみ」が29.6%で続いています。

【問6】 現在、あなた自身もしくはあなたが同居している家族の中に次のような方はいますか？（MA）

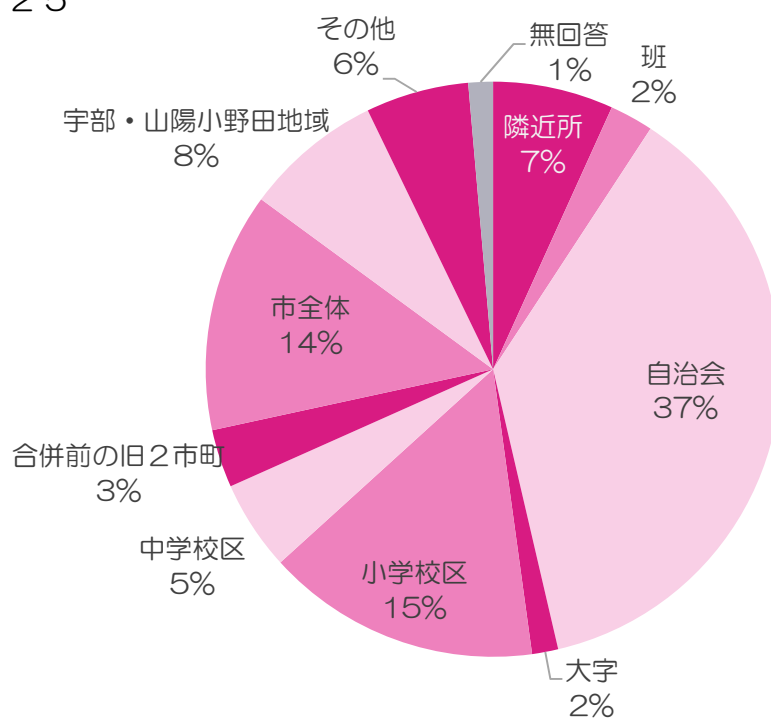
N = 1,544



- ・「65歳以上の方」が最も高くなっています。

【問 7】 「地域」とはどういった範囲のことだと思いますか？（S A）

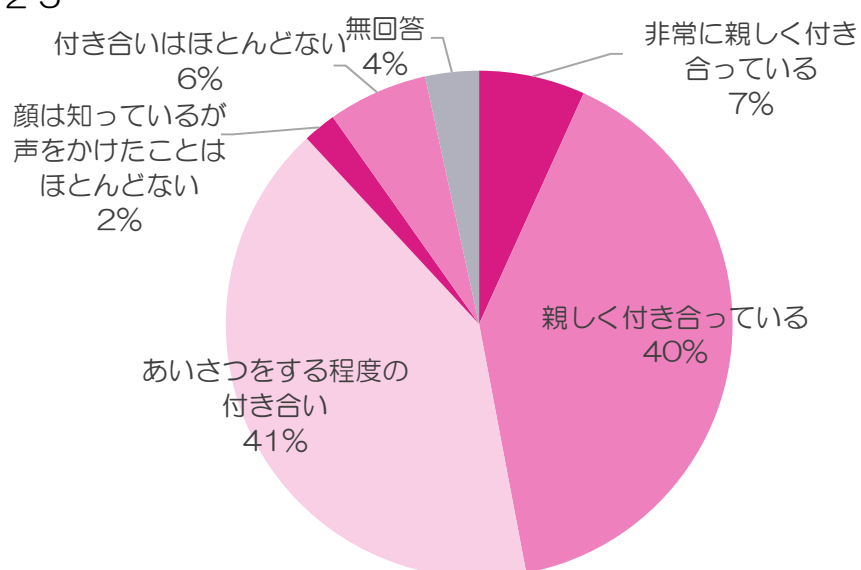
N = 1,225



・「自治会」が37%で最も高くなりました。

【問 8】 近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか？（S A）

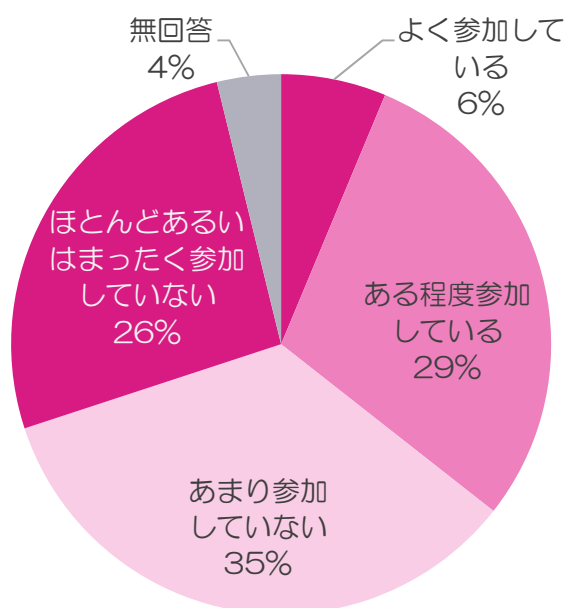
N = 1,225



・「あいさつをする程度の付き合い」が41%で最も高くなっています。「親しく付き合っている」が40%で続いています。

【問 9】 自治会の活動にどれくらい参加していますか？（SA）

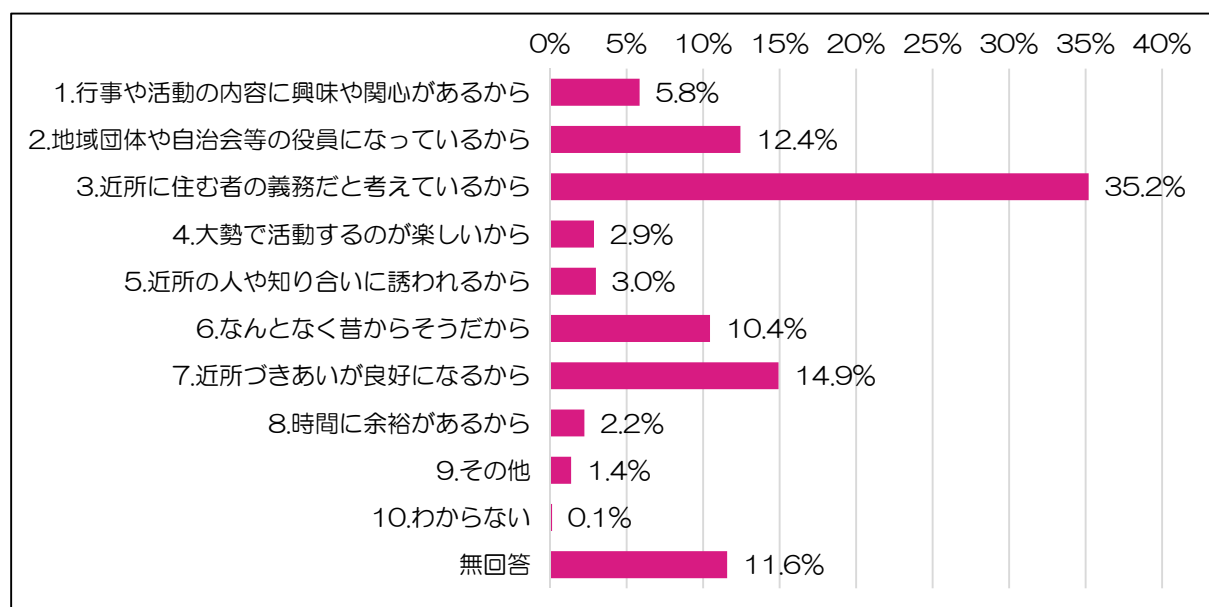
N = 1,225



・「あまり参加していない（年2回程度）」が35%と最も高くなっています。次いで「ある程度参加している（月1回程度）」が29%と続いています。

【問10】 問9で「1」または「2」を選んだ方にお聞きします。自治会の活動に参加している主な理由は何ですか？（MA）

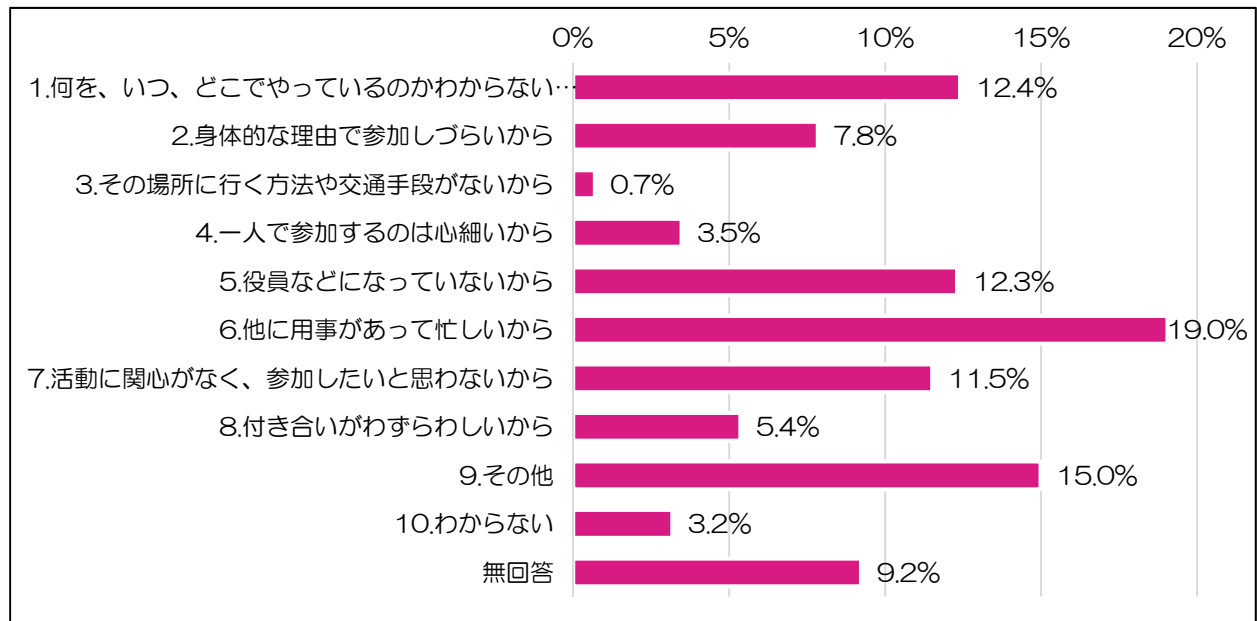
N = 804



・「近所の住む者の義務」が35.2%と最も高くなっています。次いで「近所づきあいが良好になる」が14.9%で続いています。

【問 1 1】 問 9 で「3」または「4」を選んだ方にお聞きします。自治会の活動に参加しない主な理由は何ですか？（MA）

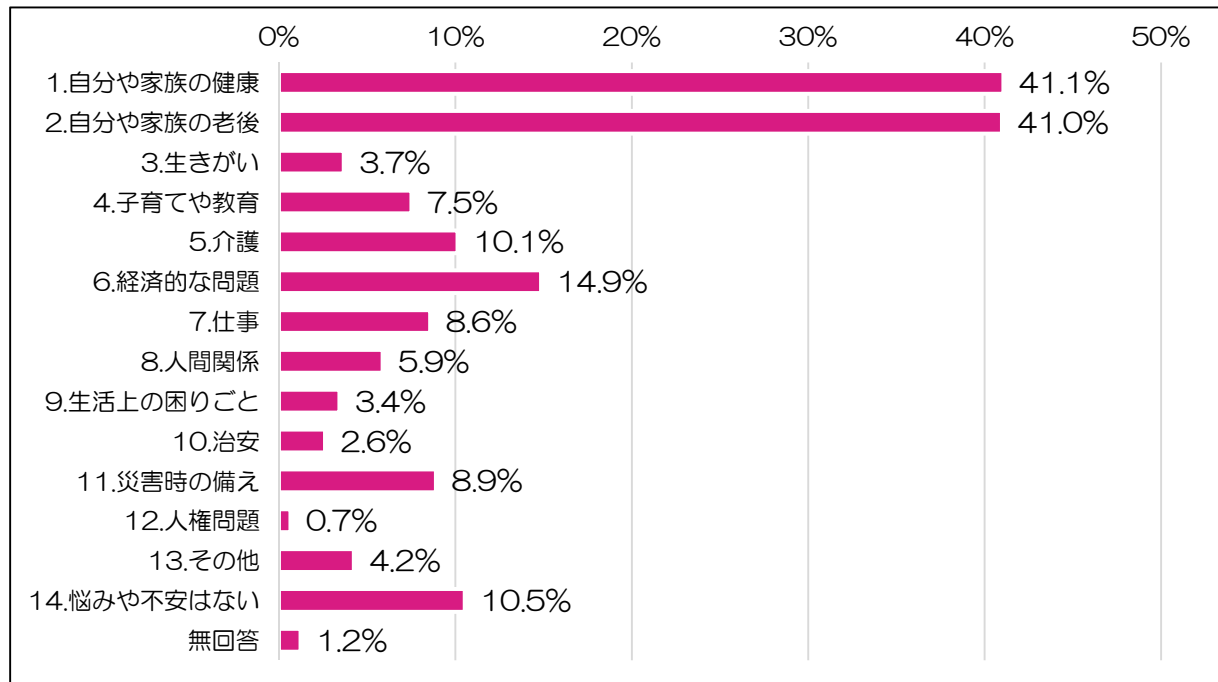
N = 1,008



・「他にやることがあって忙しい」が19%で最も高くなっています。

【問 1 2】 あなたはどのような悩みや不安を感じていますか？（MA）

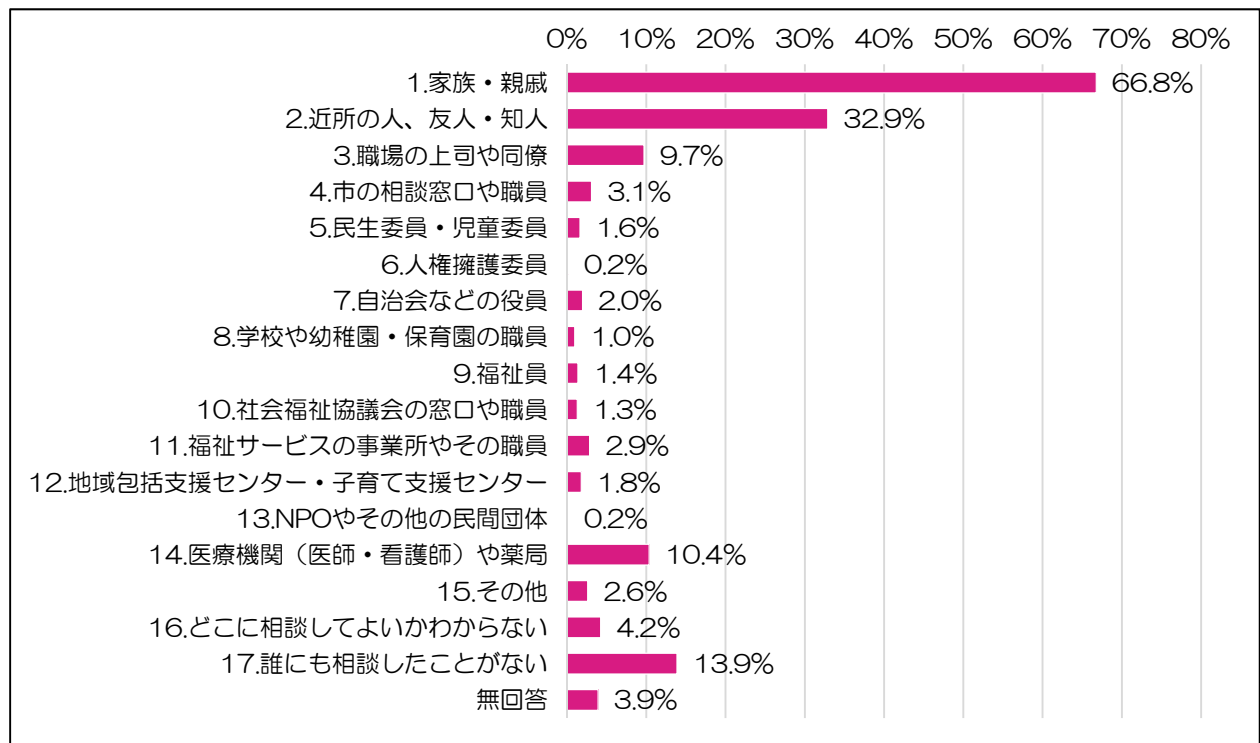
N = 1,225



・「自分や家族の健康」と「自分や家族の老後」が最も高くなっています。

【問 1 3】 悩みや不安を誰もしくはどこに相談していますか？（MA）

N = 1,225



・「家族」が66.8%と最も高くなっています。次いで「近所の人、友人・知人」が32.9%が続いています。

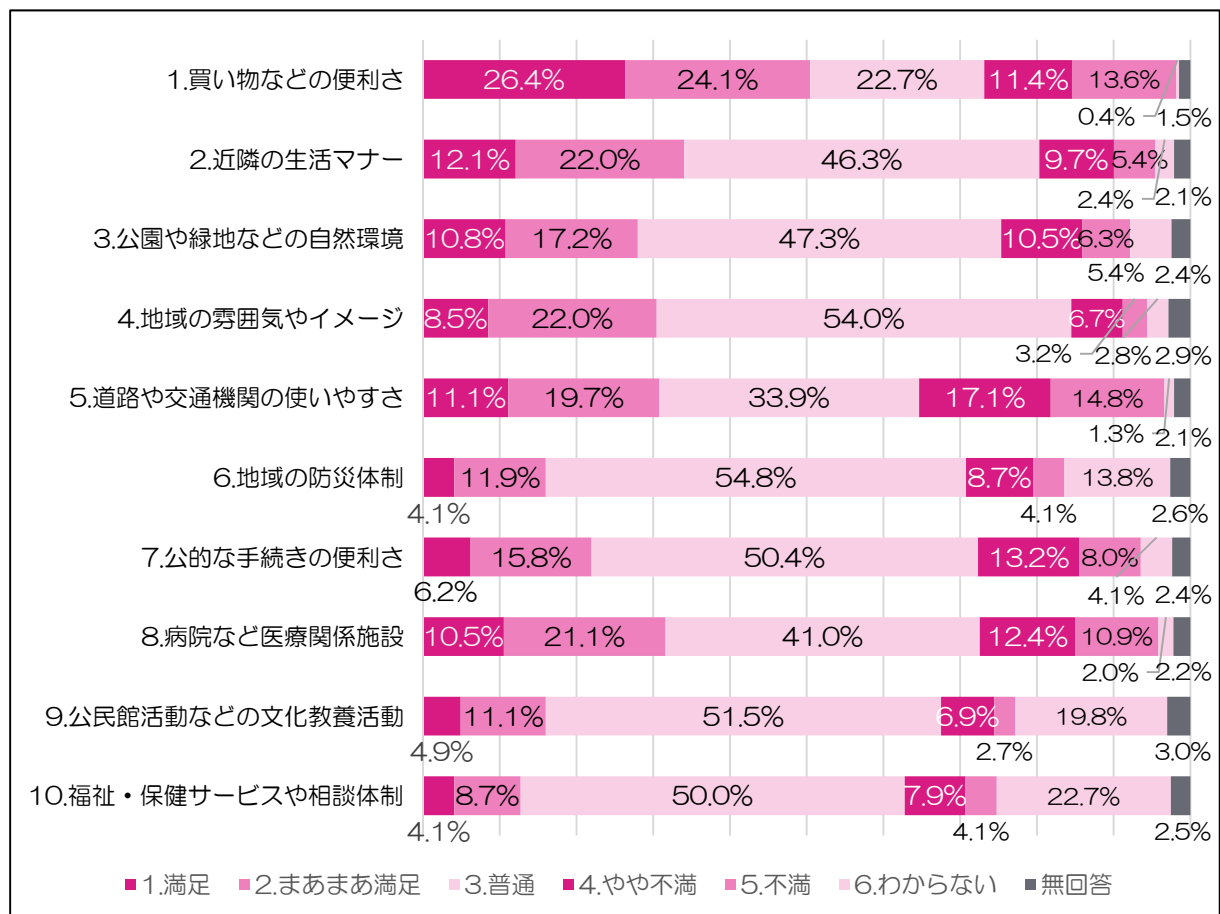
【問 1 4】 あなたの居住区における満足度はどうですか？（S A）

N = 1,225

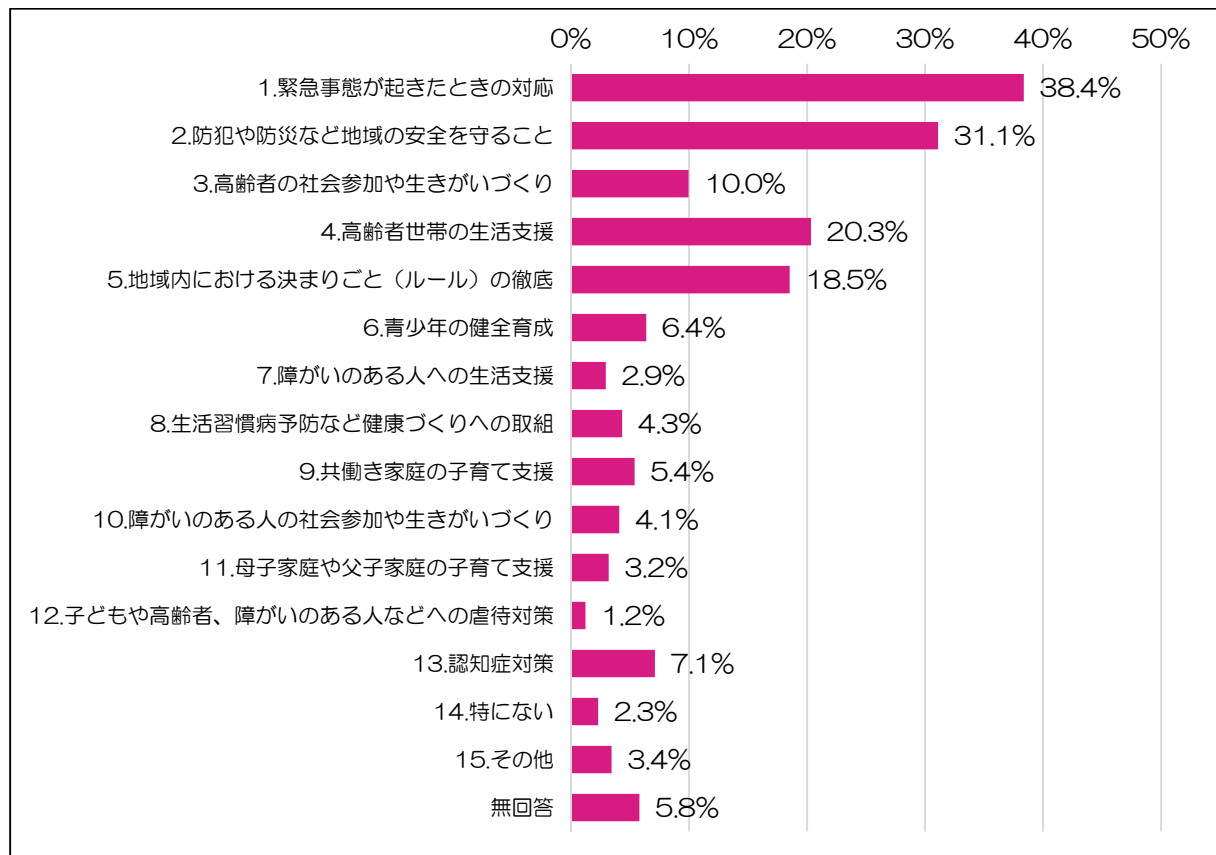
満足度…満足：100、まあまあ満足：75、普通：50、やや不満：25、不満：0と点数換算し、合計点数を対象人数で割った値

1. 買い物などの便利さ	【満足度：59.9%】
2. 近隣の生活マナー	【満足度：56.7%】
3. 公園や緑地などの自然環境	【満足度：54.3%】
4. 地域の雰囲気やイメージ	【満足度：56.9%】
5. 道路や交通機関等の使いやすさ	【満足度：48.9%】
6. 地域の防災体制	【満足度：51.0%】
7. 公的な手続きの便利さ	【満足度：49.8%】
8. 病院など医療関係施設	【満足度：52.2%】
9. 公民館活動などの文化教養活動	【満足度：52.8%】
10. 福祉・保健サービスや相談体制	【満足度：50.3%】

・満足度は、「買い物などの便利さ」が59.9%で最も高くなりました。



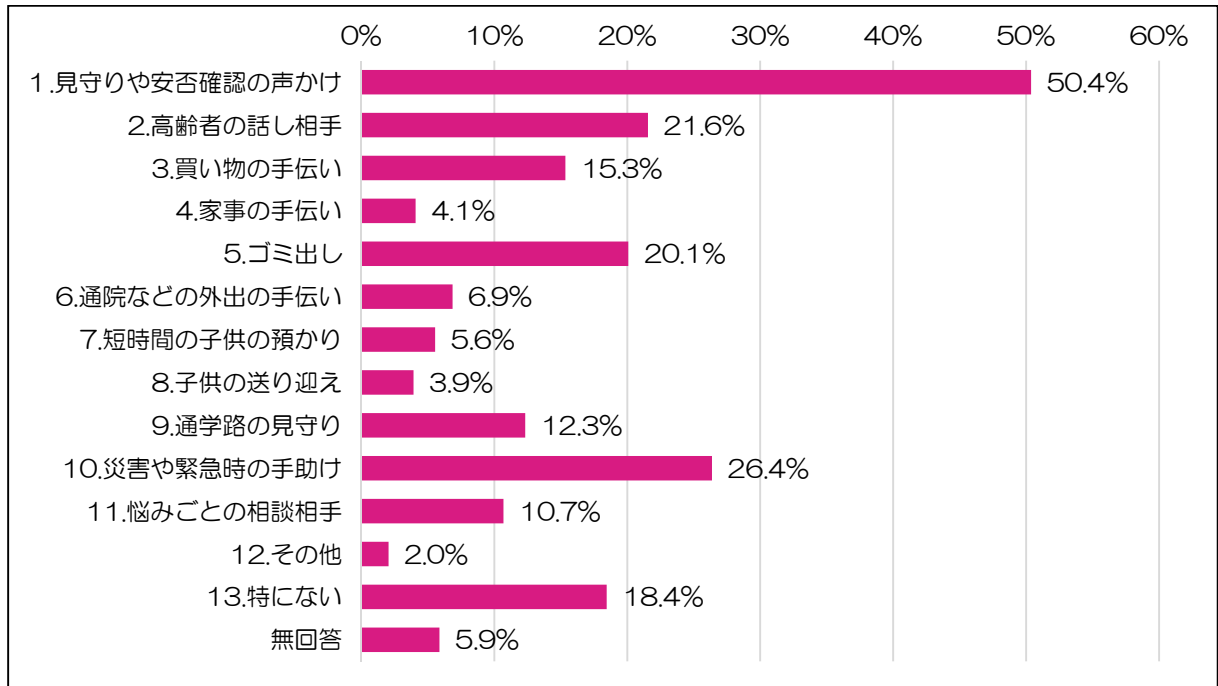
【問 1 5】 居住地区が最優先で取り組むべき課題や問題は何ですか？（MA）
N = 1,225



- 「緊急事態が起きたときの対応」が38.4%で最も高くなりました。次いで「防犯や防災など地域の安全を守ること」が31.1%が続いています。

【問 1 6】 隣近所に介護や子育てで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか？（M A）

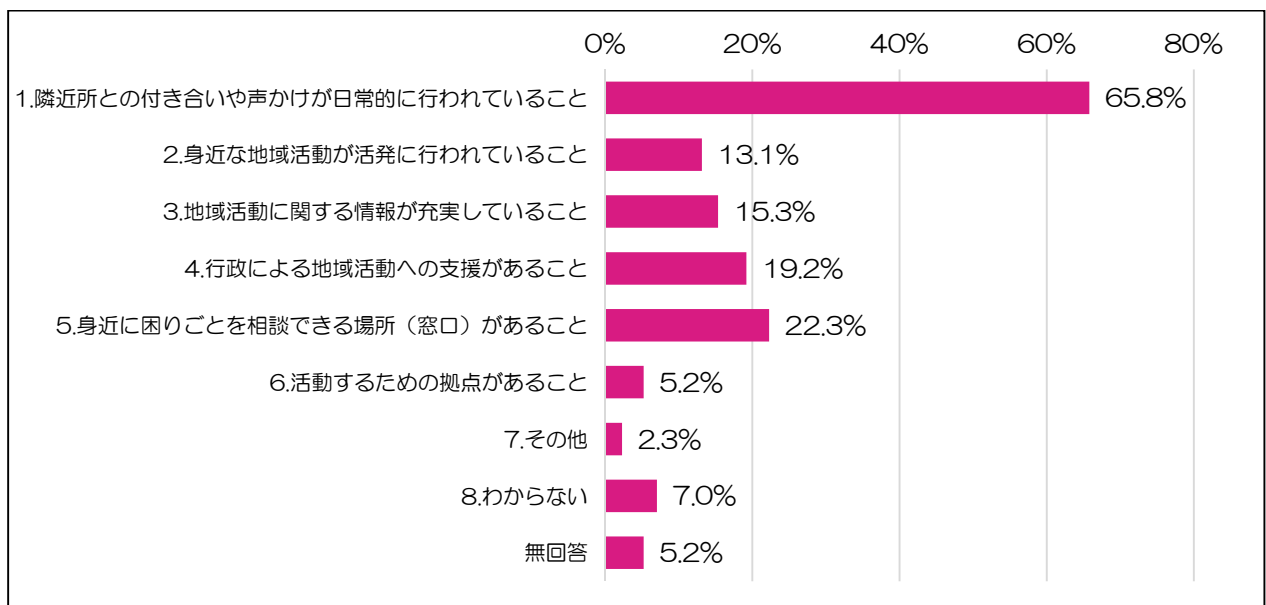
N = 1,225



・「見守りや安否確認の声かけ」が50.4%で最も高くなりました。次いで「災害や緊急時の手助け」が26.4%が続いています。

【問 1 7】 住民同士が助け合い、支え合うためには何が必要だと思いますか？（S A）

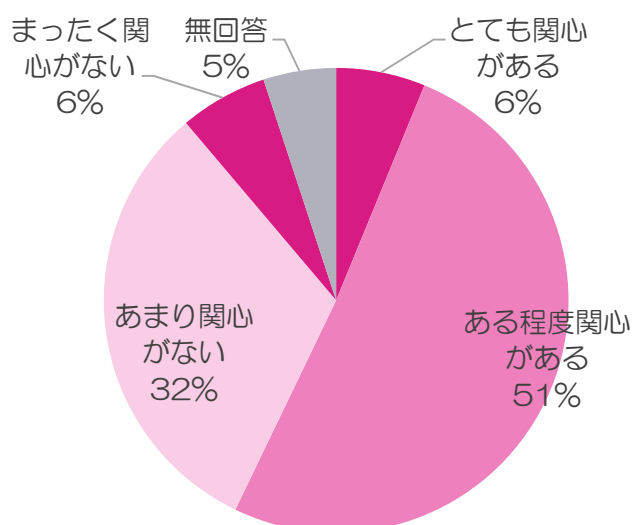
N = 1,225



・「隣近所との付き合いや声かけが日常的に行われていること」が65.8%で最も高くなりました。次いで「身近に困りごとを相談できる場所があること」が22.3%が続いています。

【問１８】 福祉への関心はありますか？（ＳＡ）

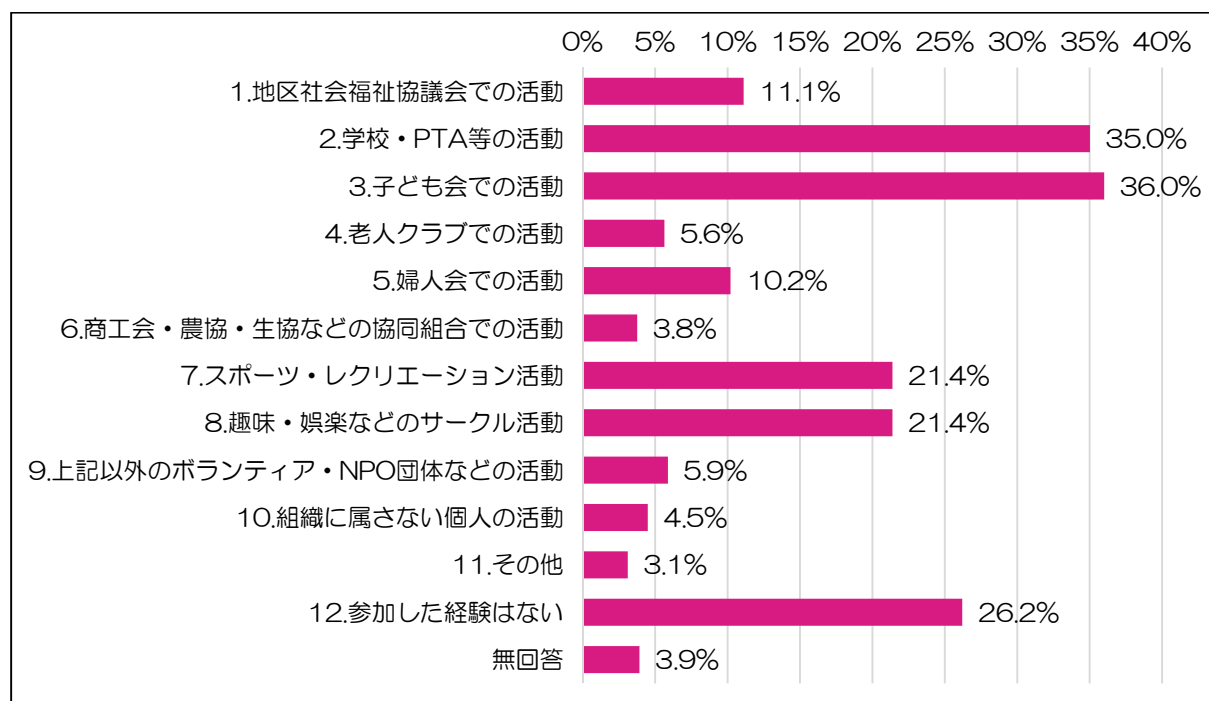
N = 1,225



・「ある程度関心がある」が５１％で最も高くなりました。

【問１９】 あなたは、自治会活動以外で、今までにどのような地域活動に参加したことがありますか？（ＭＡ）

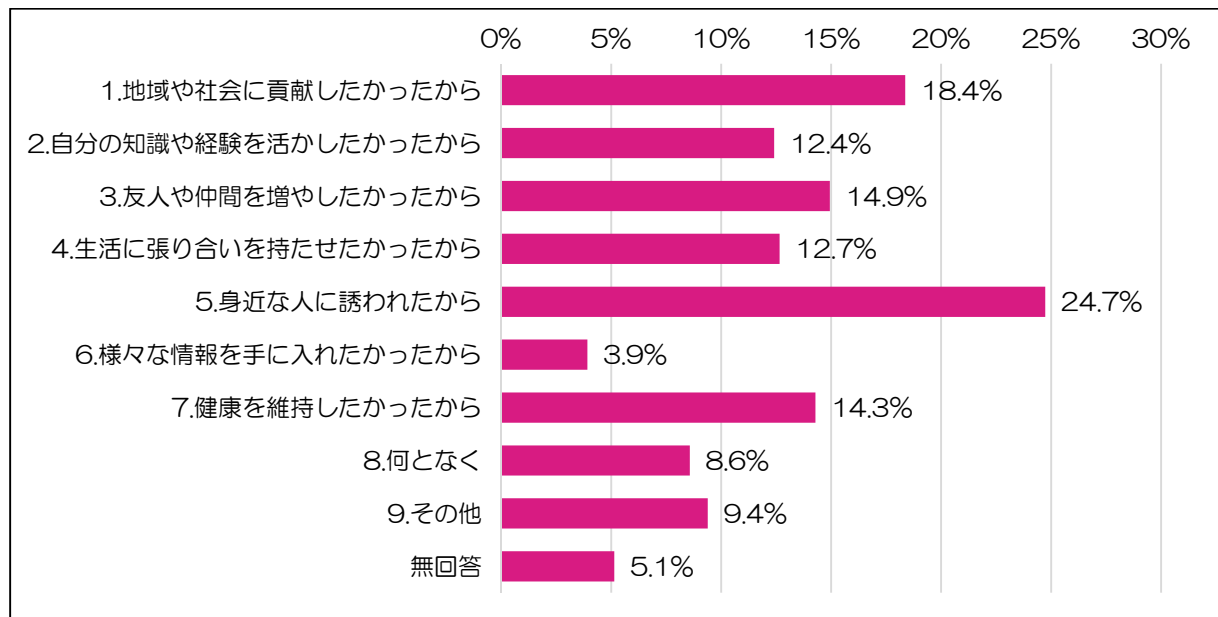
N = 1,225



・「子ども会での活動」が３６．０％で最も高くなっています。次いで「学校・ＰＴＡ等の活動」が３５．０％で続いています。

【問 20】 問 19 の活動をされた理由はなんですか？（MA）

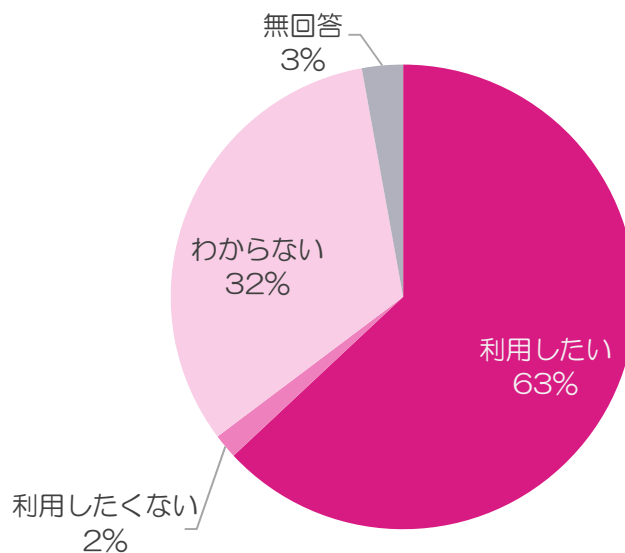
N = 1,225



・「身近な人に誘われたから」が24.7%で最も高くなっています。

【問 21】 あなた自身やあなたの家族に福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか？（SA）

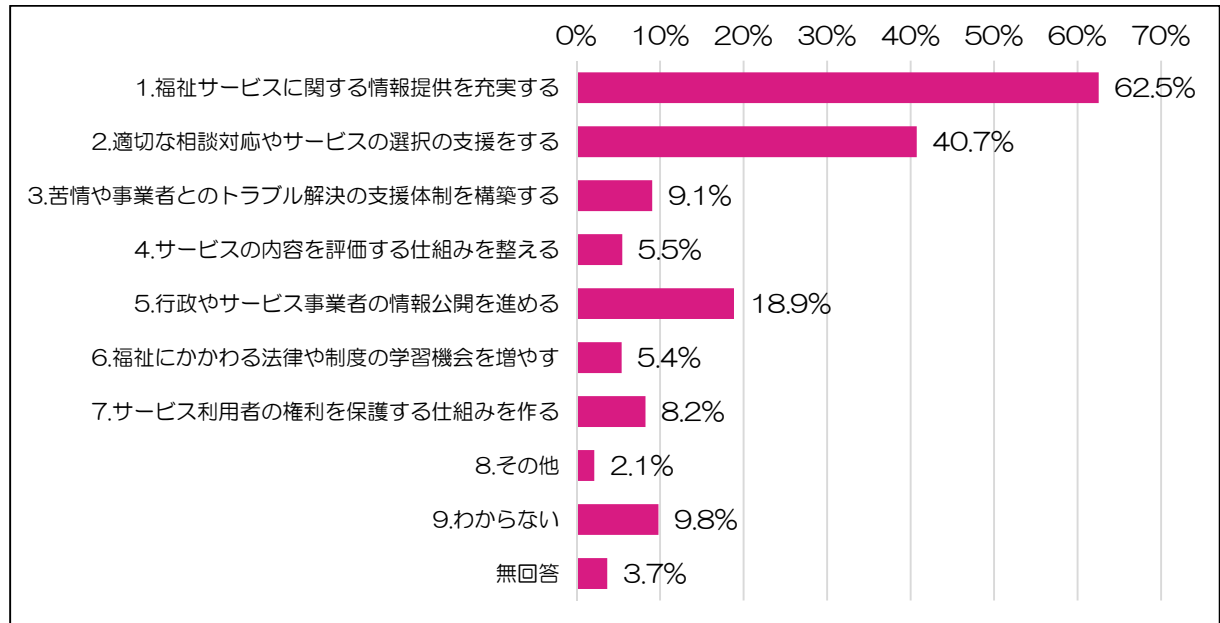
N = 1,225



・「利用したい」が63%と最も高くなっています。

【問２２】 利用者が自分に最適のサービスを安心して利用するために、市では今後どのようなことに取り組む必要があると思いますか？（ＭＡ）

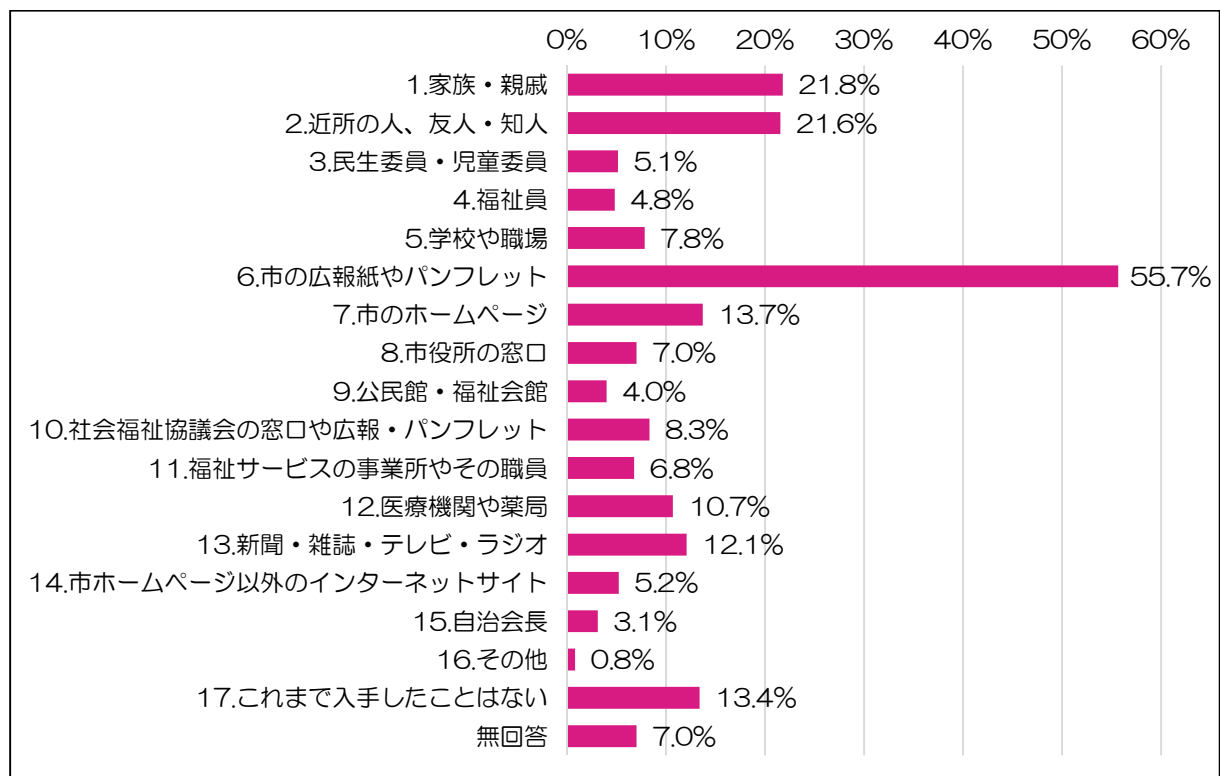
N = 1,225



・「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が62.5%と高くなっています。

【問２３】 福祉サービスに関する情報はどこから入手していますか？（ＭＡ）

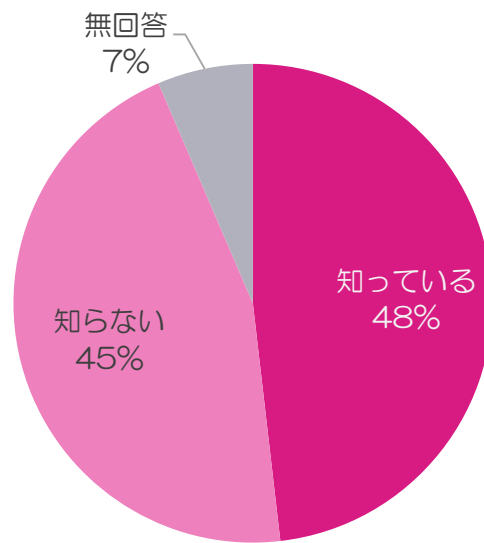
N = 1,225



・「市の広報紙（さんようおのだ）やパンフレット」が55.7%と最も高くなりました。

【問 2 4】 お住まいの地域の民生委員・児童委員をご存知ですか？（S A）

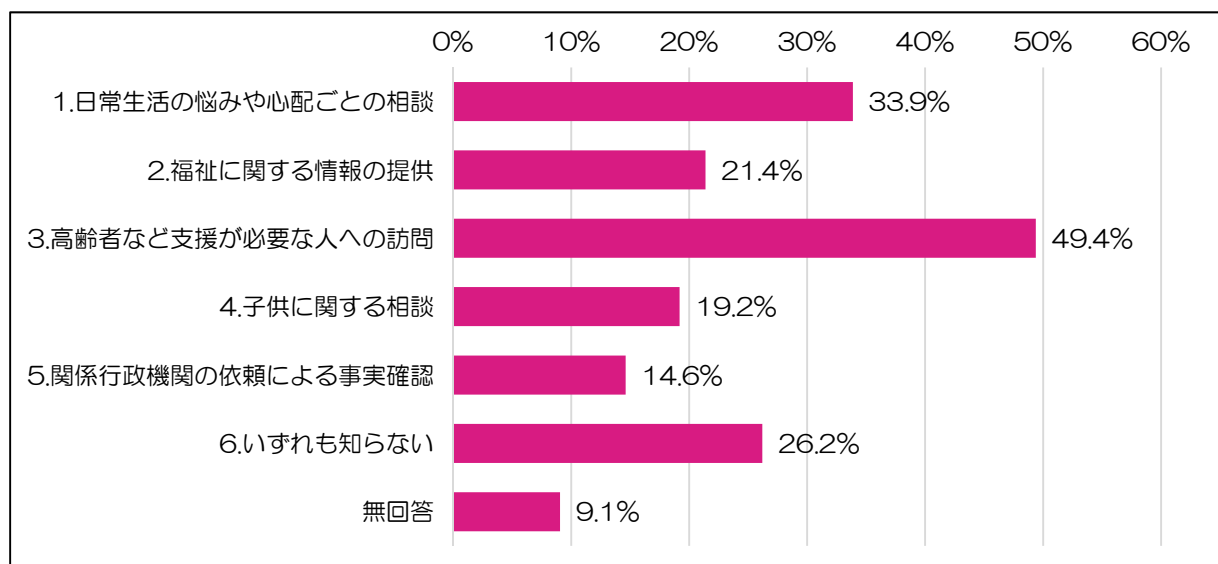
N = 1,225



・「知っている」が48%、「知らない」が45%となっています。

【問 2 5】 民生委員・児童委員の活動として、ご存知の内容を選んでください。（M A）

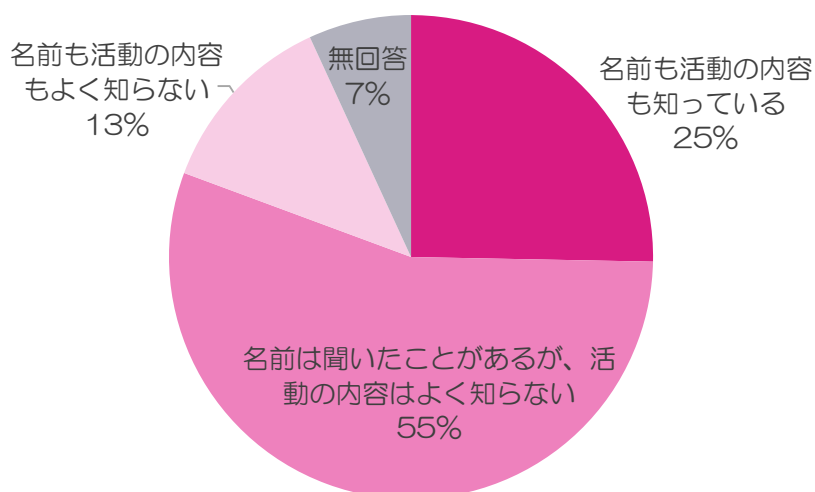
N = 1,225



・「高齢者など支援が必要な人への訪問」が49.4%で最も高くなりました。

【問２６】 山陽小野田市社会福祉協議会を御存知ですか？（ＳＡ）

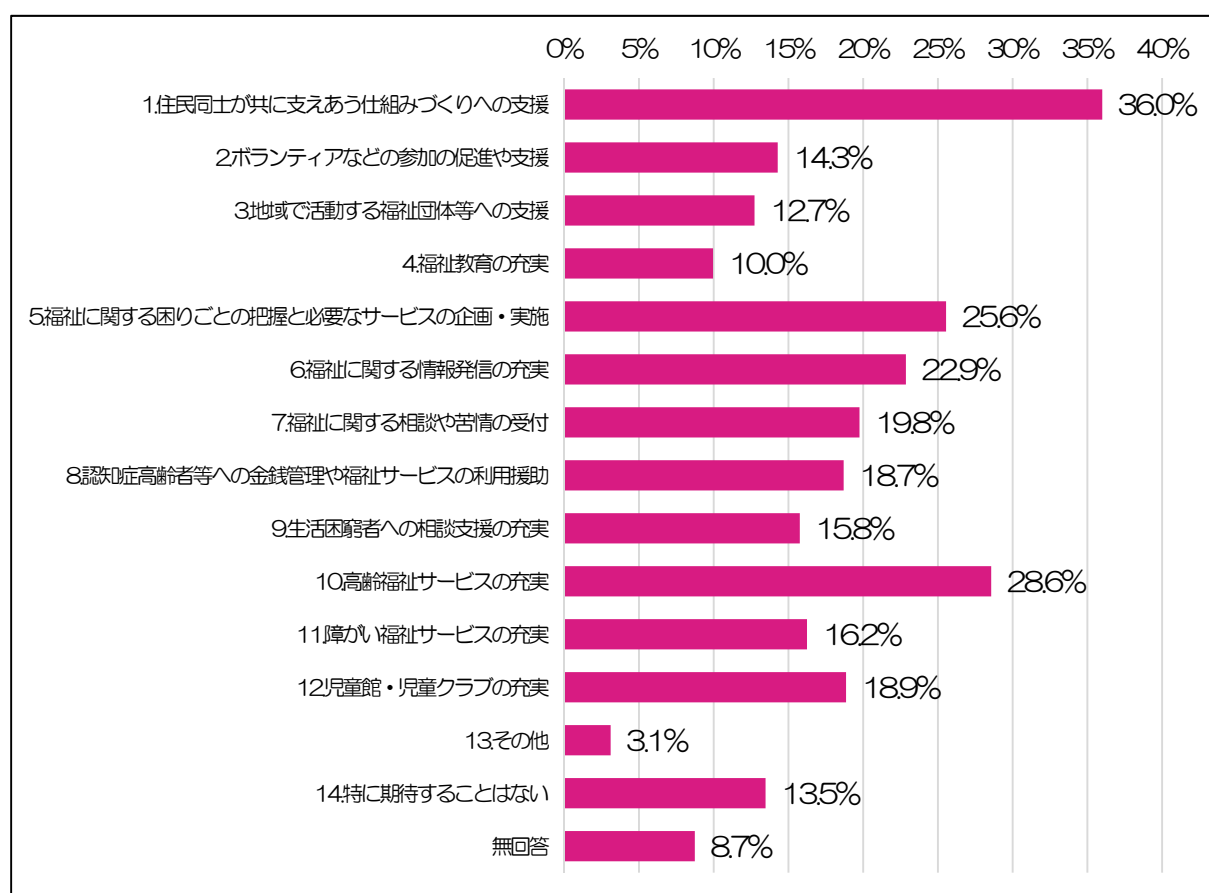
N = 1,225



- ・「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が５５％と最も高くなっています。次いで「名前も活動の内容も知っている」が２５％と続いています。

【問２７】 あなたが社会福祉協議会に期待することは何ですか？（ＭＡ）

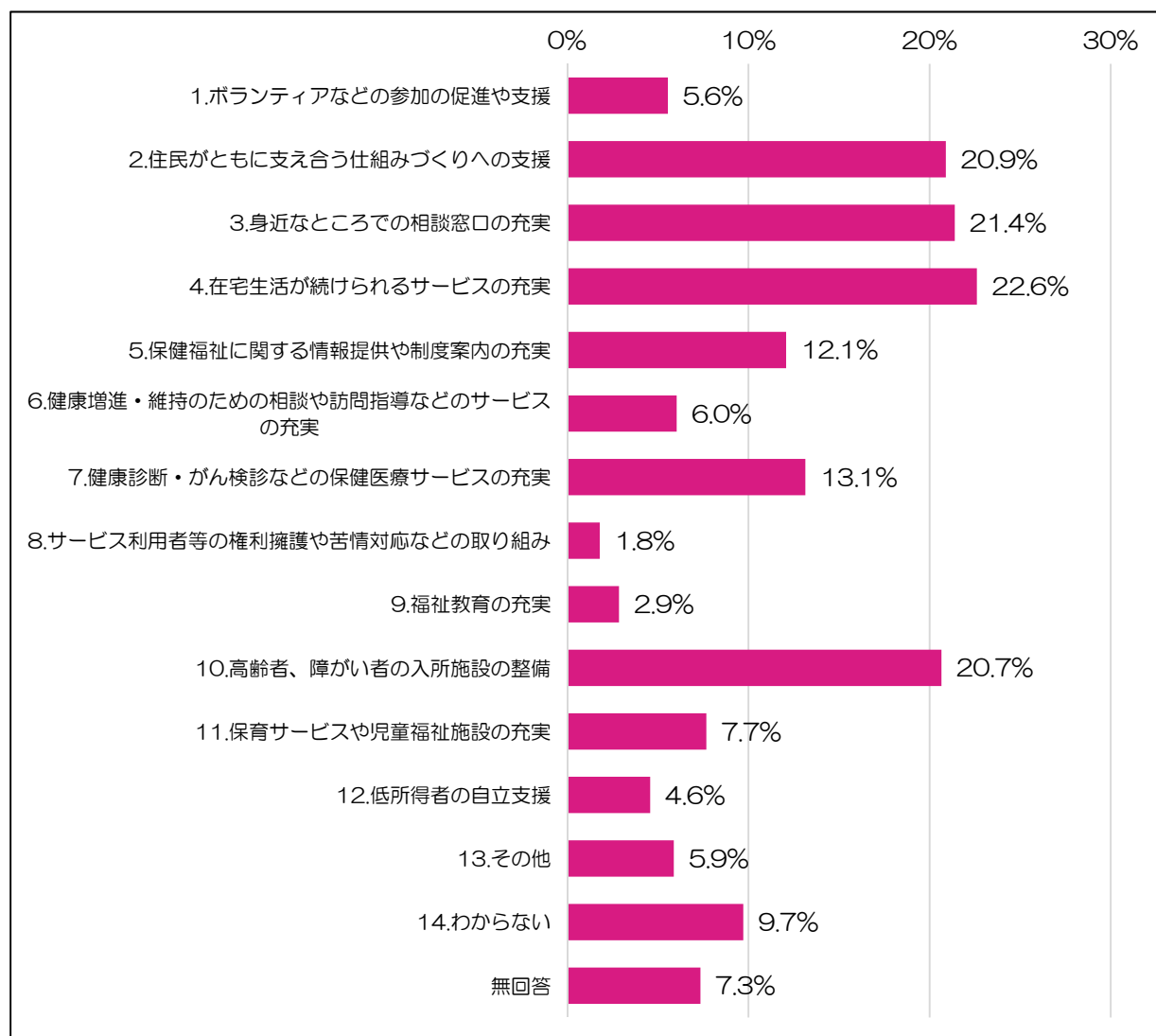
N = 1,225



- ・「住民同士が支えあう仕組みづくりへの支援」が３６.０％と最も高くなりました。

【問２８】 今後、市の取り組む施策は、どれを優先して取り組むべきだと思いますか？（ＭＡ）

N = 1,225



- ・「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が22.6%で最も高くなりました。「身近なところでの相談窓口の充実」が21.4%と続いています。

6 関係団体ヒアリング※調査結果

(1) 目的

アンケート調査票でご回答いただいたボランティア団体の中から、アンケート調査票には書ききれない部分やより掘り下げた課題の把握に向けて、分野ごとのグループヒアリングを実施しました。

(2) 実施概要

実施期間	令和3年7月12日～7月29日
実施場所	中央福祉センター、山陽支所など
実施団体	ボランティア団体 10団体

(3) 調査結果

活動上の課題
・高齢により車の送迎が必要となる会員が増えてきている。 ・会員が増えない、減少傾向。以前は、行政がボランティア養成講座に力を入れていた。 ・コロナによりほとんど活動が出来ていない。 ・コロナで会員や当事者の方との会食会を中止。交流の機会が減っている。 ・支援を必要としている人の情報が入ってこない。利用者が増えない。 ・ボランティア活動をもっと周知していきたい。 ・障がい者支援をしている人や団体同士の交流が無く、活動状況を知らない。 ・ボランティア活動者が気分ですべて辞めてしまう。 ・コロナ禍で集まっての活動が出来ていない。モチベーションが下がってきている。
会員同士の支えあい
・コロナで集まらない時は、会員に声のお便りとして電話をかけた。電話のお陰で「生き返った」という声を頂いた。 ・コロナ禍の工夫として、仲間内でハガキを出したり、プレゼント作りなど会わなくてもできる活動を行ってきた。

運営上の工夫
・ボランティアグループとしては高齢者を甘やかさないようにしている。集まりに参加した際にも、できることは協力してもらい、やりがいを持てるよう気を付けている。 ・興味を持った人が気軽に会の活動に参加できる仕組みづくり。
ボランティアのやりがい
・音訳した CD を一生懸命聞いてくれる人がいることがモチベーションにつながっている。 ・主婦をしているので、ボランティアを通していろんな学びがあり刺激となっている。
ボランティア活動を始めたきっかけ
・ボランティアグループの会長さんや会（知人）の人から声をかけられた。 ・昔から活動を行っている人は、以前行政等が行っていた講習会がきっかけ。 ・引っ越しする前に同じ活動をやっていた。 ・団体の活動をHPやSNSで知った。 ・定年退職する前からやりたいと思っていた。 ・社協のきずな塾で体験したのをきっかけに始めた。 ・ボランティアグループのジャンバーを見て、知り合いの人が活動をしているのを知ったから。
市や社協との連携・要望
・社協広報で会員募集の記事を掲載してほしい。 ・専門職と当事者のつなぐ場が重要。社協が行っている「家族介護者のつどい」は辞めないでほしい。 ・法改正により、会員、当事者、地域との関係が薄れてきた。 ・障害当事者とボランティア、行政など関係者が集う会を開いてほしい。 ・相談者（当事者）の側からの要望を受け止める場を設置してほしい。 ・「障がい福祉のしおり」が改訂された際に活動団体にお知らせをしてほしい。 ・市や社協主催で養成講座を実施してほしい。 ・中途失明の人を対象に点字講座をしてほしい。

- ・貸し出し用のプレクストークを市、社協に設置して周知してほしい。
- ・昔は行政主催で研修会が行われており、担い手が確保できていた。
- ・自分たちのできる活動は行っているので、支援を必要とする人に会の活動を紹介するのは行政にしてもらいたい。自分たちには当事者の情報は入ってこない。
- ・活動の宣伝をもっと市や社協にしてもらいたい。

団体の強み・活動

- ・介護者（当事者）の気持ちは、自助グループでないと分からないことがある。介護の体験談がじぶんたちの宝物。
- ・小学４年生を対象に福祉教育を実施している。
- ・活動を知ってもらうために、福祉教育の依頼があれば協力していきたい。
- ・自分たちの会の活動の場がもっとあると良い。
- ・サークルで学んだ手話をサロンで教えている。
- ・サロンで手遊びや踊りもできる。
- ・ノートテイクが浸透していない。聴覚障害者だけでなく、高齢で聞こえにくくなった人も会議等のときには利用してほしい。

学びたいこと

- ・障害についてや専門機関等の関係者と連携する方法について学ぶ機会がほしい。”
- ・ボランティア活動に関する学習の機会を作してほしい。
- ・障害のある方との関わり方や人権について学びたい。
- ・ガイドヘルプができる会員を増やしたい。視覚障害者の人に来てもらい、養成講座をしてほしい。

その他

- ・山陽総合福祉センターのバリアフリーが不十分なため当事者を呼びにくい。
- ・ボランティアという言葉は広まったが、ボランティアをする人は減ったように感じている。

7 計画の策定経過

時 期	項 目
令和元年（2019年） 9月	設置要綱の制定 ・山陽小野田市地域福祉計画推進委員会設置要綱 ・山陽小野田市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱
11月	推進委員会公募委員の募集
令和2年（2020年） 2月	第1回推進委員会 ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長の選出
令和3年（2021年） 1月	第2回推進委員会 ・計画の進捗状況について ・関係団体へのヒアリング及び市民アンケートの実施について
7月・8月	・市民アンケート ・団体ヒアリング
10月	第3回推進委員会 ・計画の進捗状況について ・市民アンケート及び団体ヒアリングの実施結果について ・計画の素案について
12月	第4回推進委員会 ・市民アンケート実施結果の追加報告 ・素案の修正点について ・基本理念について
令和4年（2022年） 2月・3月	パブリックコメント
3月	第5回推進委員会（書面開催） ・パブリックコメントの結果報告 第二次山陽小野田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 策定
4月	パブリックコメントの結果公表

8 用語解説

【あ行】

アウトリーチ（P55、59）

援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

あんしんキット（P44、45）

病気やけが等で救急隊が駆けつけた際に傷病者の正確な情報を素早く把握するため、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を、専用の容器に入れ、家庭の冷蔵庫に保管するもの。

いきいき介護サポーター（介護支援ボランティア活動事業）（P40、43）

市社会福祉協議会にいきいき介護サポーターとして登録し、指定された介護施設等でレクリエーションや演芸等の実施、施設行事等の手伝いや入所者の話し相手などの活動を行い、その活動に応じてポイントを付与し、そのポイント数に応じた交付金を市が交付する事業。

意思疎通支援者（P37、39）

手話や要約筆記を必要とする聴覚に障がいのある方々のコミュニケーション手段を確保するため、派遣依頼に応じて、手話通訳活動または要約筆記活動に従事する者。

【か行】

介護予防応援隊（P42）

市が実施する介護予防事業等のサポートができる応援隊員をいう。

共同募金運動（P45）

地域福祉の推進を図ることを目的とし、助け合いの精神を基本とした地域社会の自主的な活動によって、地域福祉推進のための財源を、住民自らの手により造成しようとする運動。

コミュニティソーシャルワーカー（P51、52、57、59）

住民と協働で制度の挟間にある人々たちを発見し、その解決を目指す調整役。

【さ行】

支え合いの地域づくり推進協議体（P45、58、59）

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市が主体となって、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置するもの。これにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。協議体には、市全域を対象とした第一層協議体と日常生活圏域（各小学校区）を対象とした第二層協議体がある。

三者交流会（P8、26、27、38、49、50）

各小学校区の自治会長、民生委員・児童委員、福祉員の三者が集まり、地域の福祉活動者間での情報交換・共通認識を目的とした会議。

支援調整会議（P55）

市と生活困窮者自立相談支援機関とが共催で開催し、生活困窮者の自立に向けたプランの適正性を他機関で協議し、支援提供者によるプランの共有・評価、社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討を行う会議。

社会資源（P50、55）

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関・個人・集団・資金・法律・知識・技能等の総称。

小地域福祉活動（P25、52）

福祉の輪づくり運動の中で、小地域（自治会等）単位で行われる活動のこと。

小地域福祉活動計画（P59）

特に地区社会福祉協議会が中心となって、小地域において策定する地域福祉活動計画のこと。地域の現状や課題から、住民が望む地域の将来像の実現に向けた住民の行動計画。

スマイルエイジング（P27、42）

笑顔（スマイル）の源となる「心身の健康」を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていく（エイジング）ことで、「健康寿命の延伸」を目指す市の取組。

生活困窮者自立支援法（P20）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための法律で平成27年（2015年）4月1日に施行された。

生活支援コーディネーター

（P45、58、59）

支え合いの地域づくり推進協議体と連携し、支え合い活動や生活支援サービスの基盤強化を図るため、担い手の育成や生活支援サービスの開発等を行う人をいう。市の全域を担当する第一層生活支援コーディネーターと各小学校を担当する第二層生活支援コーディネーターがある。

成年後見制度（P53）

判断能力が不十分な人を保護し、その人の財産や権利を守るため、法律的に支援する制度。

善意銀行（P55）

社会福祉に参加・貢献したいという住民の善意を、善意を必要としている人に金品や物品としてつなぐ事業。

【た行】

ダブルケア（P28）

育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担う状態にあること。

地域公益活動推進協議会（P59）

社会福祉法人が相互に連携・協働して、制度の挟間や既存の仕組みでは解決が難しい福祉ニーズに対応するための「地域における公益的な取組」を推進することを目的とした協議会。

地域交流センター（P25、56、57）

教育委員会所管であった「公民館」は、令和4年度から市長部局に移管され、これまでの生涯学習に加え、地域福祉や地区住民の交流の場、地域団体の活動拠点として位置づけ、名称も「地域交流センター」に改められた。

地域福祉権利擁護事業（P21、53）

判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助を行うもので、都道府県社会福祉協議会と協力して実施している事業。（「地域福祉権利擁護事業」は平成19年（2007年）4月1日から「日常生活自立支援事業」という名称に変更されましたが、山口県内では「地域福祉権利擁護事業」の名称を引き続き使用することが多いことから、本計画においても「地域福祉権利擁護事業」という名称を使用し、（日常生活自立支援事業）と併記します。）

地域包括ケアシステム（P52、57）

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

地区組織活動員（P43）

食生活改善推進員・母子保健推進員・健康推進員等をいう。

出前講座（P37、38、39、43、48、53）

市民が市政に対する理解と関心を深めるとともに、市民参加による市民本位の開かれた市政を推進するため、市民等により構成される団体からの申込みに応じて市職員を講師として派遣し、市の各種業務や行政課題などについて説明すること。市社会福祉協議会でも同様に行っている。

どうしちよるネット

（P43、44、45）

地域との交流が少なく閉じこもりがちな高齢者やその他の世帯、日常生活で誰かの支えを必要としている障がい者、生活困窮者などの生活上でさまざまな困りごとを抱えている人など、地域の福祉活動者（自治会長、民生委員・児童委員、福祉員等）が地域の中で見守りが必要と思われる人をリストアップし、本人の同意を得て、見守り、支え合う地域のネットワーク。

【は行】

8050（はちまる・ごうまる）問題（P28）

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる問題。例えば、ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。

パブリックコメント（P9、49）

市の施策立案過程で、市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。

バリアフリー（P47、48）

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉総合相談事業

（P50、51、52、58）

市社会福祉協議会が窓口となり、福祉や生活にかかわるあらゆる相談を受け止め、専門相談機関と連携して相談・援助を進めていく事業。

法人成年後見受任事業（P53）

個人ではなく、市社会福祉協議会などの法人を成年後見人等として選任し、判断能力が不十分な成年者を保護・支援するための事業。

【ま行】

見守りネットさんようおのだ

（P44、53）

はいかい
徘徊認知症高齢者等を早期に発見するためのメール配信システム。

【や行】

ヤングケアラー（P28）

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

やまぐち障害者等専用駐車場制度

（P48）

障がいのある人や高齢者等で歩行や乗降が困難な人が事前に県から交付を受けた利用証を掲示することにより、制度協力施設に確保された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用することができる制度。

ユニバーサルデザイン（P47,48）

障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY



社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会